

日野町議会第6回定例会会議録

令和6年9月17日（第4日）

開会 9時00分

散会 13時12分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	生涯学習課主席参事	岡井健司

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
--------	------	---------	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

1 2 番	中西	佳子君
1 0 番	加藤	和幸君
3 番	谷口	智哉君
1 1 番	後藤	勇樹君

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

先週13日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、マイナンバーカード、マイナ保険証についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの保有率は、7月末時点で全国は74.5パーセントで、日野町は68.4パーセントでありました。これは、滋賀県内19市町の中で19番目となっております。そんな中、今年の12月2日以降から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後は保険証利用登録したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行していきます。今後もマイナンバーカードを利用した取組が拡大していくと考えられますが、取得を希望していても、まだ取得できていない方もおられるのではないかと考えております。総務省では、来庁が困難な方に対して施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業があり、行政職員が希望のある施設等に出向き、一括して申請を受け付けることができる取組もあると聞きます。将来的なマイナ保険証による医療デジタル化を考えていくと、希望する方に対して保有の機会を多く提供することが重要だと思います。また、健康保険証からマイナ保険証へと円滑に移行するには、住民の皆さんに制度への不安や誤解が起らないように、正しい情報の提供でご理解を進めなければなりません。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、町においてマイナンバーカードの保有率が低い状態ですが、町もこれまで取得支援の取組をされてきたこととは思いますが、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援や職員が出向いて申請を受け付ける機会を提供するなど、より一層の取組ができないのか、お伺いいたします。

2点目は、住民の皆さんが安心してマイナ保険証を利用できるように、メリットと考えられるものを教えて下さい。

3点目は、マイナ保険証の利用促進や理解のために、正しい情報発信の取組をお

伺いたします。

4点目は、マイナ保険証を保有していない方への対応について、今後の不安がないように丁寧な情報提供や説明が必要と考えますが、町の取組をお伺いたします。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。本日もよろしく願いたします。

ただいまはマイナンバーカード、マイナ保険証についてご質問を頂きました。マイナンバーカードの交付率向上に向けた取組につきましては、これまでカード取得に対する周知、申請サポート支援に対する取組など、様々ご指摘を頂いているところでございます。町では交付率向上に向けて、広報・ホームページでの広報啓発を見直し、申請サポート支援に加え、この8月下旬には、まだ申請をされていない未取得者全員に対して取得を促す通知を送付させていただきました。ご質問にありました取得支援については、施設等にご希望があれば職員が出向き、申請サポート支援を行っていきたいと考えております。今後も引き続き、交付率向上に向けた取組を進めていきたいと考えております。

2点目のマイナ保険証のメリットについては、現在マイナ保険証として利用できる医療機関は、町内では全ての医療機関で使用することができます。使うメリットとしては、主に以下の2点となります。1点目として、過去に処方されたお薬や特定健診などの医療情報を初診でも医師・薬剤師に共有でき、データに基づくよりよい医療を受けることができるという点です。また、災害等発生時には、マイナンバーカードを紛失などした場合であっても、患者の口頭同意により、緊急時医療情報・資格確認機能として、医療機関・薬局は保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。2点目として、マイナンバーカードで資格確認を行うため、限度額適用認定証の申請手続きがなくても、公的医療保険が適用される診療に対しては、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなどがあります。

メリットを実感しづらいという意見もありますが、初めて行く医療機関等では、診断する医師・薬剤師からすると、過去の医療情報が分からない状態ではなく、手がかかりとなる医療情報があることは極めて有益であり、利用者からすると、初めての医療機関・薬局を受診などする際も安心であると考えられます。

3点目のマイナ保険証利用促進や理解に対する正しい情報発信の取組については、マイナ保険証利用を進めていくためには、利用者にもそのメリットを実感していただくことが重要です。町では、12月の保険証廃止とマイナ保険証を基本とする仕組みの移行に向けて、国民健康保険、後期高齢者医療保険、その他被用者保険などの各医療保険者や医療機関等が利用促進に取組を進めていくものと考えております。国民健康保険の保険者である町としましては、被保険者に対して、この7月の

保険証更新時にマイナ保険証の利用促進チラシを送付するとともに、庁内各課とも連携し、健診結果説明会などの各種事業を通じてマイナ保険証の利用案内を行っております。

4点目のマイナ保険証を保有していない方への対応としての丁寧な情報提供の取組については、12月2日時点で発行済みの保険証は、各医療保険者の設定する有効期限まで利用することができます。マイナ保険証を保有していない方には、保険者から資格確認書が職権で交付され、引き続きこれまでと変わらず保険診療を受けることができます。町では、広報やホームページ等を通じて情報提供に努めています。なお、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせが交付され、医療機関においてマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナンバーカードとともに医療機関に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてですけれども、8月下旬に申請をされていない未取得者全員に対して取得を促す通知を送付されたということでしたが、どのような内容だったのかというのをもう少し具体的に教えていただきたいと思います。また、その効果をどんな期待をされているのか、また現状はどのような状態なのかを教えてください。

また、取得支援についていなんですけれども、施設等にご希望があれば職員が出向き、申請サポート支援をしていきたいというような答弁でございましたけれども、こちらから出向いての申請サポートができるということをまずは通知することが大事だなと思いますし、福祉施設や企業にお伝えして希望を伺ったことというのがあるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

ホームページなんかも見えておりますと、事例がたくさん出ております。その中でも、介護施設の出張申請ということで静岡県の焼津市でありますとか、また個人宅での出張申請受け付けということで石川県の宝達志水町というところの事例が載っているんですけれども、まずは町の広報紙で個人宅での出張申請受け付けを実施している旨の通知をされて、そして申請があった方、その家族と連絡を取って、本人確認書類等の準備物について確認した上で訪問するというような方法を取られております。そして、また申請が完成した場合はカードは申請者宅に郵送するという感じで、本当に来てもらわなくてもご自宅で完結するというような方法を取られて、本当にこのマイナンバーカード普及に向けて取り組んでおられる事例もたくさんあります。そういうことも参考にさせていただいて、まずはそういうことをしていただかないといけないんですけれども、本気でちょっと取り組んでいただきたいと思うのが1点目です。

そして、2点目なんですけれども、現状マイナ保険証として利用できる医療機関が町内全ての医療機関で使用できるということで大変安心いたしました。またメリットというのも本当にたくさん教えていただいて、よく分かりました。そこで1点だけ、お薬手帳というのをみんな持っているんですが、薬剤師の方とも連携が取れるということなので、お薬手帳というのは今後どうなっていくのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、私がデメリットと考えられるものを考えたんですが、あまりなかったんですけれども、行政としてデメリットやなと思っていらっしゃることがあれば教えていただきたいというふうに思います。

そして、3点目なんですけれども、庁内各課とも連携して、健診結果説明会などの各種事業を通してマイナ保険証の利用案内を行っているということでございましたけれども、効果というのはどのような状況なのか、もう十分に皆さんにご理解をしていただけたというふうに考えておられるのか。この点をお聞きしたいと思えます。

また、4点目なんですけれども、マイナ保険証を保有していない方への対応ということで、短期保険証の方はどのようなようになるのか教えていただきたいのと、また高齢者受給者証というのもお持ちの方もいらっしゃると思いますが、そういう方はどのようなようになるのかなというふうに思います。また、マイナ保険証を持っている方には資格情報のお知らせが交付されるということでございますが、いつ頃の予定で、町がこれは発送されるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） 中西議員のほうから数点、質問を頂きました。

まず、8月下旬の取組についてといったところなんです。8月下旬のほうにつきましては、マイナンバーカードを7月下旬の時点で持っておられない、取得の申請をしておられない方に対しまして、取りませんかといった形での案内を通知させてもらったものになってきます。約6,400といった形になってきます。そして、効果のほうですが、既に送付されて通知が届いてからといったものにつきましては、現在、住民課の窓口のほうでは、申請支援といったところについては10月の下旬までずっと毎日、申請支援の受け付けが満杯といった状態が続いています。現状につきましては、交付まで約1か月近くやはりかかるということから、随分短くはなっているんですけれども、今後交付に向けて進んでいくといった形です。

次に、施設等に対してアピールすることがということなんですけれども、こちらの介護施設とかそういったところにつきましては、国の制度のほうでそういった施設につきましては、もし希望があるようであればという形で、国のほうから県を通じまして施設の要望を伺っているところがあります。現状で、これまで滋賀県で県内の

各施設の中でそういったものを利用されたというところはないんですけど、日野のところのほうを見ましても、先日も1件、そういった施設から相談がございました。現在、そういった方につきましては職員と連絡を取らせてもらいながら、申請の意思を示していただいた方に対しまして、数名ずつ来ていただくといった形で対応させてもらっているところです。ですので、質疑の個人宅、そういったところ、家族等とかそういったところにつきましても、これまではそういった希望がございませんので、改めてこちらのほうからどうですかといった伺いのほうは立ててはいないんですけど、今後そういったところの中で取組をしていかなければならないかなということが高まってきたのであれば、これをしなければならぬかなということはもちろん思うんですけど、なかなか個人宅に行きまして申請しますか、しませんかというのを私ら職員のほうを確認するというのはまたこれも趣旨と反すのかなということもありますので、そういったところは住民さん、皆さんのほうの意思をもうちょっと確認していく体制が必要かなというふうに思っています。

マイナ保険証のほう、お薬手帳につきましては、基本的にはこれはなくなっていくかなというふうに思っていますので、あくまでも、これまでのもらっておられる薬が薬剤師さんのほうで分かっていくといったところですので、これまでの仕組みが何か大きく変わるかなということはないかなというふうに思っています。

マイナ保険証につきまして、行政としてのデメリットというところですが、先ほどのもう1つの質問の短期証と一緒になってくるんですけど、今回のマイナ保険証につきまして、短期証、いわゆる国保税のほうの滞納とかがある方につきまして、これまで医療費の負担のほうは変わらないままでありながらも期限だけをこちらのほうで、基準の下に1か月、3か月、6か月といった形で期限を切らせてもらって、税の納税相談をしていただくといった形も取らせてもらっているこの短期証というのを発行させてもらっている方が、町内でいきますと約40世帯、人数でいきますと約80名といった形になってきます。そういった形のものが12月2日以降はなくなっていくので、そういった方につきましては改めてこちらのほうから資格確認書といったものを送らせてもらうわけなんですけれど、そうしてきますと、デメリットとしては、これまで期限が切れれば窓口に来ていただいていたといったところがなくなりますので、こちらのあくまでも行政側のデメリットといった形になりますけれど、こういった滞納をされている方との窓口が少しなくなるといったところにつきましてはデメリットになるのではないかとといった形で、各市町のほうから今、国に対して、この辺の運用をどうするんかといったところについては、質問といった形でそれぞれの市町が出しているといったところになってきます。

次に、各課の利用案内のほうですが、各種教室、例えば健康診断の後の結果のお返し会とかでそういった利用案内とかをさせていただいているのはさせていただ

いているんですけど、なかなかそのところに十分にご理解があるのかと言われると、そこがすぐつながるといったものではありませんので、1点目のところになりますが、やはり取得を促す通知というのをい出してもらって、皆さんの中でどうしようという、もうすぐ切れるといったところがあったと思いますので、その結果、やはり今住民課の窓口のほうでは高齢者の方中心にやはり取得の支援、取得申請支援といった形でたくさんの方が来ていただいているということになりますし、もちろんスマホとかそういったものでの申請といったものも増えているといったことに結びついていますので、これからもこの利用案内につきましてはしていきたいというふうに考えています。

高齢者受給者証のほうにつきましては、これはもう負担割合のほうになってきますので、負担割合につきましては申告とか、あるいは税のほうの所得の確定申告のやり直しとか、そういったほうにつきましてはしていただいて、負担の割合が変わった、あるいは家族がどなたか転入・転出、そういったことをして負担割合が変わってきたと、そういったことがございましたら、こちらのほうにつきましては町のほうから変わったといったことを送りますので、変わった通知につきましては、その方が申請しなくてもこちらのほうから送付させてもらうといった形でさせていただきますというふうに思っています。

あと、マイナンバーカードを持っておられる方に対しまして通知をとということですが、たちまちのところ、マイナ保険証を持っておられる方につきましては、今、保険証を持っておられますので、そのまま通知をして病院に行っていただくということはできるんですけど、ほかのマイナ保険証を持っておられない方と同様に、7月の時点でまたこちらのほうから、国民健康保険の場合になりますけれど、そういった形でこの通知とかを送りますし、またマイナ保険証のほうがもし使えないので、使いたくないので、そういったものを町から発行してほしいということであれば、そのほうはまた対応していくといった形になってきますので、そういった形で進めたいと思っています。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問させていただきます。

取得を促す通知を出されたら窓口がずっと予約でいっぱいということで、アクションを取っていただいたら住民の方も、12月2日からマイナ保険証に移行するということもあってだと思えますけれども、やっぱり取得しようという方が増えてきているというふうに思います。ただ、そこにも来られない人というのが残ってくると思えますので、そこをどうするかというのが今後課題なのかなというふうに思えますので、先ほど申しましたように、事例で挙げさせていただきましたけれども、こちらから取っておられない方へアクションするわけではなくって、広報と

か、日野町としてそういうふうに出向いてご自宅でも申請できますよというふう
決められましたら、それを広報なんかで通知をしていただいて、もちろん申請があ
った方というか、お電話でもいいと思いますけれども、役場には来庁できないので
申請をしたいという方については、そのような取組も今後必要になってくるのでは
ないかなというふうに思います。マイナンバーカードの利用というのはすごく今後
も増えてくると思いますし、運転免許証機能をつけるというのも先日発表されてい
たと思うんですけども、来年度からで任意制ということではございますけれども、
今後もいろんなものでマイナンバーカードの利用というのが増えてくるのかなと
いうふうに思います。ご自宅にというのはご高齢の方に限ってもいいのかなとい
うふうには思いますけれども、それとお仕事の都合でどうしても難しいという方でも
いいと思いますけれども、そういうふうな取組というのは今後考えていかれるのか
どうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） 中西議員のほうから再質問いただきました。

どうしても来られないという方につきまして、どうしていくのかといったところ
は、確におっしゃっていただくようなことはあるのかなといったところを思いま
す。施設のほうにつきましては、これまでから答弁でもさせていただいているとお
り、要望がありましたらさせていただきますし、それ以外にも職員さんの方とお話
をさせていただいた中でやってきたというところもございますので、ここの辺りに
つきましては、引き続きこの取組を進めていきたいというふうに思います。

次に、なかなか個人の方でというところにつきましては現在要望がないというの
も、これも事実になるんですけど、じゃあこれからどうするんやといったところ
につきましては、少しまだ現状、どういった形で要望を集めていくんかというところ
もありますので、ここにつきましては、これからどういうふうにしていくかとい
うことはもう少し考えさせていただきたいと思います。

運転免許証につきましては、先日、確かに報道のほうで来年の3月からといった
ところがありましたが、現状で住民担当のほうに聞かせてもらっても、この辺に関
して何かこれまでからこういった形でとか、あるいはこういうふうにするといった
通知があったということは何もございませんので、まだまだこれから国の状況を見
ていくしかないのかなというふうに思っているところです。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 分かりました。またお一人お一人に寄り添って、しっかりとま
た進めていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、認知症の人に寄り添った社会の構築についてお伺いいたします。

9月は、認知症について関心と理解を深める認知症月間になっています。また、

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人ひとりが1人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら共に支え合って生きる共生社会の実現を目指して、本年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。厚生労働省の研究班によると、高齢者人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害（MCI）高齢者数が約612万人に上ると推計されています。軽度認知障害（MCI）とは、健常と認知症の中間の状態であり認知症の一手手前の予備軍で、日常生活に支障を来すほどではなく、認知症と診断されていない状態のことです。MCIの段階で気づき、運動や生活習慣を改善するなど、予防活動によって症状が回復したり、認知症の発症を遅らせることにつながると言われています。

どんどん社会の高齢化が進む中で、誰もがなり得る認知症について、一人ひとりが自分事として身近な問題と捉えることが大切です。今後も、認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要と考えます。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観への啓発など、認知症に関する知識や理解を深める取組を強化すべきと考えますが、町の見解をお聞かせ下さい。

2点目は、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に、自主的に行ってきた活動をさらに一歩前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるためのチームオレンジの取組について、町の見解をお伺いいたします。

3点目は、認知症予防は予備軍の段階で早期発見することが大切と言われています。記憶力のチェックなどを行う「あたまの健康チェック」についての町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 認知症の人に寄り添った社会づくりについてご質問を頂きました。認知症に関する施策はこれまでから進めてきたところですが、昨年、認知症基本法が成立したことを受け、国と自治体を含めてさらなる取組を進めることとなります。

1点目の認知症に関する知識や理解を深めるための取組については、認知症月間である9月に広報ひので認知症に関する記事を掲載したほか、認知症サポーター養成講座を開催しているところです。また、先日、国が示した認知症施策推進基本計画案の中に示されている「認知症になっても、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という新しい認知症観については、これまでも取組の中で大切にしてきたところであり、認知症当事者の視点に立った居場所づく

りを目指して取り組んできています。

2点目のチームオレンジについては、国が推進する認知症施策の1つであり、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトなどがチームとなり、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行うものであります。当町においても、認知症キャラバンメイト連絡会の中で検討事項とされており、今後キャラバンメイトや認知症サポーター、認知症当事者の皆さんと共に町の課題を共有しながら、検討していきたいと考えております。

3点目の認知症の早期発見については、ご本人や家族だけでなく、民生委員や地域の方からの相談や医療機関との連携を通じて、ご自宅を訪問するなどして実態把握に努めるとともに、後期高齢者健診の質問項目に準じたフレイルチェックを地域の通いの場や測定会など様々な機会を通じて行う中で、認知機能に関する質問も行っています。ご質問を頂きました「あたまの健康チェック」につきましては、タッチパネル式や対話式のテストにより認知機能の状態を確認できるもので、県内他町でも導入をされております。活用状況を収集する中で、活用の検討をしていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問させていただきます。

1点目についてですけれども、「認知症になっても、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という新しい認知症観について、これまでも大切にしてきたというふうにご答弁いただきまして、すごいなと思ったんですけれども、しかしながらなんですけれども、当事者をめぐる現状はやっぱり厳しくて、社会的に孤立したり、意思が十分に尊重されていない実態というものもあると思います。認知症になったら何もできなくなるのではといった古い認知症観が残っているのも現状ではないかというふうに思います。認知症と共に希望を持って生きるという新しい認知症観が浸透することが大事だと思っています。そこでお聞きしたいんですけれども、認知症当事者の視点に立った居場所づくりということをおっしゃいましたけれども、具体的にどんなことなのか教えていただきたいと思いません。

2点目は、町には認知症サポーターさんやキャラバンメイトさんたちがたくさんおられまして、活発に活動されているというふうに思っております。認知症の学習会や茶のみ処わたむきでの相談など、認知症についての正しい知識の啓発活動に本当に活発に取り組んでいただいているなど感謝しているところでもございます。その上でなんですけれども、認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者を中心としたチームオレンジを設置すれば、話し相手、外出支援、ボランティア訪問と孤立しないための関係づくり等々、心理面や生活面の支援ができ

る仕組みが実現できるのではないかというふうに私は考えております。認知症の人
もチームの一員として参加することが望ましいというふうにもされておりますの
で、社会参加にもつながると思っております。町としては、このチームオレンジは
町に必要というふうにお考えなのか、お伺いたします。

3点目は、フレイルチェックを地域の集いの場や測定会など様々な機会を通して
行う中で、認知機能に関する質問も行っているというご答弁だったと思うんですけ
れども、それをしっかりとした形にできるのがこの「あたまの健康チェック」では
ないかなというふうに思っておりますので、もう少し一歩進んでいただいて、研究
していただいて導入していただきたいと思いますが、町としてこれを導入できな
い問題点となるものがあれば教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤増穂君） おはようございます。中西議員のほうから再質問を頂
戴いたしました。

認知症についてということで、この1月に認知症基本法が施行されたというところ
もございます。また、ご質問の中でもございましたように、9月が認知症月間と
いうことで、認知症に関わる啓発を今まで以上に進めたいなというふうに考えて、
活動のほうを進めさせていただいております。こういった中で、今、再質問のほう
を3点頂いたかなというふうに思います。

まず、認知症当事者の方の視点に立った居場所づくりということで、具体的にど
ういったものかというふうなことでございますが、認知症につきましてはその言葉
が昔は痴呆症と言われたところから平成18年頃に認知症という言葉に置き換わっ
て、社会の中できちっと取り組んでいこうというふうな取組を進めてきたところで
ございます。こういった中で、平成18年から地域密着型の介護サービス施設ができ
まして、その中で認知症対応型の通所介護、デイサービスです。それですとか、認
知症対応型の居宅介護ということで、グループホームなども新たなサービスの展開
として進められてきているところでございます。こういう特に認知症に特化した施
設、こういったところが数が大分増えてまいりましたので、そういったところに特
に認知症の方の意見といたしますか、ご家族さんのご意向ですとか、ご本人さんご
意向も含めた中に入っていたり、通っていただくというふうなことがまず第
一点、あるかなと思っております。

また、サポーターの方や、それから研修を受けてなっておりますキャラ
バンメイトさん、町内では現在キャラバンメイトの受講者が79名いらっしゃって、
現状39名の方に連絡会として活動いただいているんですけども、こういった方々が
地域の中で、先ほどおっしゃっていただいたおもいでカフェ茶のみ処わたむきなど、
こういった場所でご家族さんと一緒にお話をさせていただくとか、していただく

か、こういう活動をしておりますので、そういった中にも認知症当事者の方にお入りいただいて、いろんなこれまでのことですか、今後どういうふうにしたいとか、お困りのところはどんなところがあるとか、そういうことを語っていただくということがこれからの第一歩になるのではないかなというふうに思っておりますので、そういう場所を町内でも幾つもつくっていききたいなと思っております。

次に、チームオレンジについての町の考え方というところでございます。これは先ほど町長の答弁の中にもありましたように、国の施策としての1つでございまして、任意のものではあるかというふうに思いますけれども、こういう活動の精神というのはもちろんこれまでから持ってきたところでございますが、キャラバンメイトの連絡会を正式には昨年度に立ち上げていただいているところでございまして、この中でもチームオレンジとしての役割を日野町としても進めていく必要があると、こういうふうなご意見を頂戴しているところでございますので、チームオレンジという正式な名称を持つかどうかは別といたしまして、その精神の中で町としても進めていく必要があると、このように考えております。

それから、これまでからフレイルチェックなどでの認知機能に関する質問というのは、各場面でさせていただいております。この中で「あたまの健康チェック」についてはどうかというところでございます。「あたまの健康チェック」につきましては、民間開発の対面式の認知機能チェックというものでございまして、現在約80の自治体、県内では3つの町が取り入れてこの健康チェックをされているという情報を得ております。認知機能のテストといいますと、なかなか若い方ですとか、抵抗がある。認知機能のチェックをしますよと言われると、自分は大丈夫というか、多少あっても、テストをされるので劣っていたらどうしようかななどと思われる方がいらっちゃって、なかなか受けるのに抵抗があるかなと思うんですけども、そういうことを思わせないような質問で科学的な評価ができるというふうなものであるというふうに聞いております。ただ、実際にこちらも日野町としてはまだしておりませんので、先日の企業懇談会の中でも日野町内の企業さんのほうからのご提案もあったところでございますので、先進の県内の3町の状況ですとか、その他の自治体の状況も聞かせていただいて、まずは試しにやってみるところから始めて、有効であればそれを全面的に取り入れていくなどのことも考えていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問を1点だけさせていただきたいと思っております。

チームオレンジについてなんですけれども、県内の状況を私も見たんですが、令和4年の実績なのでちょっと古いんですが、滋賀県では2市町が取り組んでおられるということが載っておりました。もう既に4年でも取り組んでおられるところも

あるし、日野町もとても前向きに皆さん、キャラバンメイトさんたちも考えていただいているのかなというご答弁だったと思いますので、しっかりそういう活動がされている方たちのご意見を伺っていただいて、またそこに認知症の方も入っていただいて、どういうことをご希望されているのかということをやっぱり知っていくことがこれ、大事なことだと思いますので、そういう点で、認知症の方も交えてのチームづくりということについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（吉澤増穂君） チームオレンジにつきまして、再々質問を頂戴いたしました。

認知症当事者の方のご意見というのは、大変重要なことというふうに思います。認知症の方はずっと認知障がい判断能力が衰えているかといいますと、そうではないんです。正常な判断能力をお持ちのときもありますし、そうでないときもあるというふうなところがございますので、そういった方々のいろんなご意見をこれからも頂戴して進めていくことが必要だと思いますので、そういった場面を町としてもつくっていくということは重要であると思っておりますので、その中でチームオレンジとしての位置づけなどを進めていければと、こういうふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 認知症になっても社会参画できるような環境というのが本当に早く進めばいいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、通告に基づいて大きい質問3点をやらせていただきます。既に町長の公約関係については、これまでに何人かの方が質問されていますので、その点でもう答えを頂いているものもありますが、後の質問との関係とかで、一応質問については述べさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目、堀江町政2期目の公約についてです。

町長は2期目のスタートにあたって、「少子化対策や自治会活性化など持続可能な町づくりを目指す」と挨拶をされました。近年急速に進む当町の出生数低下に対して、まず少子化対策として新こども園の建設をはじめ、幼児教育保育体制の整備を挙げられました。整備自体は子どもの減少や保育士不足、施設の老朽化などに対する対応を打ち出したものでありまして、際立って魅力ある特色があるというふうにはうかがえません。多くの市町が子育てに力点を置いている中であって、じゃあどういう点がポイントなのか。それで、1つ目として、日野町が「質・量ともに子育てしやすい町」としてアピールをするポイントについて伺います。

2点目は、庁内に少子化対策・子ども未来戦略会議を設置するとありますが、そ

の構成、審議内容（方向性）、期間などを伺います。この点については既に川東議員等が聞かれておりますので、省略させていただいても結構です。

3点目、少子化の遠因には、政府が女性活躍をうたいながら、現実には女性が社会的にも経済的にも依然として困難な状況に置かれていることにある、こういう指摘がございます。結婚したい、子どもが欲しいと思っても現在の給料ではとか、夫の帰宅が遅いので子育ての負担が大き過ぎるなど、若年層を取り巻く環境は改善されていません。夫の側の意見としては、残業続きの長時間労働で家事や子育てができない、こういう声もあります。こう考えると、少子化対策には若年層の経済的安定、残業の縮減など、働き方に及ぶ問題が大きく関わっていることを抜きにはできません。町長の少子化対策にこういった視点があるかどうか、お伺いをします。

4点目、日野町と関わってみると、役場内や地域社会におけるジェンダー観の遅れということが問題になります。このことについては、これまでから何度か取り上げましたように、まず日野町役場における女性管理職の少なさに1つ象徴されています。中途退職あるいは本人が辞退される等、様々な理由がよく挙げられますが、その背景はどのようなのでしょうか。

また、さらに今年（2024年）に入ってから、任命・選任・委嘱・推薦など議会の同意を得る委員、今議会でいえば人権擁護委員などがそれに当たりますが、11人ございます。その11人中10人が男性で、女性は再任されたお一人だけです。しかも、前任者が女性であって、新任者が男性というケースが11例中の5例もあります。もちろん、これは選出された方個人のよしあしを申し上げているのではございません。地域で選出にあたってそうなってしまう、あるいはそうならざるを得ない。同様のことは、これも以前申しましたけれど、区長の選出も依然として男性ばかり。共通する土壌というものが考えられるのではないかと。子育て施策と関連する町長のジェンダー観をお伺いいたします。

5番は、もう1つの町長の公約の柱ですが、この点についてはほとんど今までの方の答弁がございましたので、もうここは省略をさせていただきます。

以上、4点でお答えを頂きたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、2期目の公約についてご質問を頂きました。

1点目の「質・量ともに子育てしやすい町」のポイントにつきましては、幼児教育保育体制の再編整備を図るとともに、地域における子育て環境の改善にも取り組んでまいりたいと考えております。今年4月には、日野町こども家庭センターを設置いたしました。こども家庭センターは、母子保健事業と児童福祉事業が連携し、妊娠、出産、子どもの成長・発達、子育て全般に関する相談のほか、児童虐待や貧

困、ヤングケアラーなどに関する問題に対応するものであります。

また、安心して子育てできる町を目指し、地域とのつながりを強化することも重要です。つどいのひろば「ぼけっと」、わらべ地域子育て支援センター、また地域の公民館での子育てサロン等も熱心に活動いただいております。このように、切れ目のない相談体制の充実と地域の子育て支援活動との連携強化を両輪として、子育てしやすい町を目指してまいります。

2点目の日野町少子化対策・子ども未来戦略会議については、川東議員、山本議員に答弁させていただいたとおり、本年5月1日に設置をさせていただき、施策の検討を進めているところでございます。なお、設置の期間は定めておりません。

3点目の少子化対策を通じた若年層の働き方については、我が国では同一労働における男女の賃金格差などがあり、2024年のジェンダーギャップ指数も146か国中118位となっている実態があります。町内の事業所にはこのような状況をお伝えするとともに、仕事と家庭生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進について働きかけていきたいと考えております。

4点目の町職員の昇任については、行政経験や勤務状況等により男女関係なく任命をしておりますが、管理職になるまでに早期に退職される女性職員が比較的多いのも事実であります。この背景には、家庭と仕事のバランスや職責への負担感で悩まれる理由が少なからずあるのではないかと推測をしており、問題意識を持っております。

子育て施策とジェンダー平等の関連については、どちらも大切な視点であり、関連性があると考えております。ジェンダー平等が進むことにより、性別に関係なく、安心して暮らしやすい家庭や地域につながり、そのことで、より子育てしやすい環境になるものと考えます。地域社会全体で固定的な性別役割分担意識を改め、性別に関係なく対等に活躍できる環境になるよう、啓発や学習の機会を通じて、ジェンダー平等に関する理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、町長が相談体制の充実であるとか地域の子育て支援活動との連携強化、これを両輪として子育てしやすい町にしていくというご回答でした。日野町のこれまでの取り組んできた実績の積み重ねや、あるいは地域を大事にする姿勢として、これは評価をしたいというふうに思います。しかし、他市町の方や子育てにあまり関心のない方から見ると、力点としてはアピール性に乏しいように思われますが、その辺りはどうでしょうか。お伺いをいたします。

それから、3と4の回答は、いささか当事者意識が弱いように思われます。少子化対策に、若年層の経済的安定や長時間労働といった状況に着眼点を置いて施策を

検討しているのかという点を伺いたいのです。4でも、問題意識を持っているとはおっしゃいますけれど、そこまでですよ。男性に偏る役職の問題でも、これは一般論であって、日野町のリーダーとして、今日の日野町の事態をどう見るかという観点が欲しいのです。

日野町は、戦後の早い時期からいろんな進歩的な活動が行われた町だと、このように言われています。私もそういう認識をしています。戦後の早い時期の公民館活動、それに起因する青年団活動であるとか、それから演劇であるとか合唱であるとか、そういった文化活動に代表される社会教育、地方自治の精神がしっかり根づいた町というふうに思われるのですが、なぜかジェンダー平等の意識はあまり進んでいない。これは妙なことだと思われるのですが、そういう中で、まず町役場から、そして地域社会を自治会という視点で見たときに、意思決定の場で女性が発言しやすい場、こういうものをどうつくっていくのか。こういった視点が必要になってくると思われるのですが、その辺りはどうでしょうか。お伺いします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） おはようございます。ただいま加藤議員のほうから再質問を頂きました。まず1点目につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、日野町には、本当に多くの子どもを取り巻く支援機関がたくさんございます。先ほど言いました「ぼけっと」や、わらべさん以外にもファミリーサポートセンター、それから子ども食堂さん、そしてまた社会福祉協議会さん等も含まれまして、子どもを取り巻く支援機関が本当に多くございます。それらの支援機関とも連携はしておるんですが、なかなかその情報発信という点でこの町の取組として弱い点があるのではないかということをお話ししておきまして、そうした中、町外の方はもちろんですけども、もちろん地元住民さんの方々にも、しっかりそういったほかの支援機関と協力しながら、今後、情報発信に努めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま加藤議員のほうから再質問を頂きました。

まず、若年層の働き方についての中での考え方についてご質問を頂いたところでございます。やはり若者が将来にわたって生きがい、働きがいを持って働ける職場環境というのを町全体で構築していくという意味では、役場庁内ももちろんですが、日野町全体の雇用環境についても今後もそういったことの観点を入れながら、企業さんとの懇談でありましたり、また労働講座等でも、日野町での少子化対策にも力点を置いた対応とか町の考え方であるということもしっかりと出しながら、また

町内で雇用されている皆さんとの意見交換も含めながら、今後、少子化対策についてもしっかりと議論をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 役場の中の特に女性職員の管理職が少ないということで質問を頂きました中で、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、そういうことの問題意識を持っているということでございます。役場の中での、女性職員も男性職員もそうですけども、発言の機会、給与、そういう待遇についても全て同じような形で対処をさせていただいているところでございます。ただ、その中で、どうしても女性職員のほうが退職をされるという事態を招いているということは、大変問題意識を持つと同時に、女性の参画の観点からも危機意識を持っているところでございます。こちらのほうにつきましては、かねがねから退職される職員の方の聞き取りというのは直接していませんけども、いろんな相談事を受ける中ではやはり仕事と家庭のバランスに悩まれている状況もありますので、そこら辺につきましては、今後も丁寧に相談対応は応じさせていただきたいなと思います。引き続きまして、役場の中のそういった男女共同参画といいますか、そういう取組についても一定、力点を置いて取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうから、自治会の中で女性の方の意見などが反映しやすいとか、発言しやすいようにという今後のことでございます。ひのパートナープラン2019の後期計画というのを先般、全戸に配布させていただいた中で自治会の状況をアンケートさせていただいたんですが、なかなかその部分については意識的に進んでいないというのが現状でございます。ただ、先般の自治会の活性化の中でも少し思うところがございまして、やはりこれからの自治会をつくっていくのはこれまでの男性だけではなくって、若者、また女性も高齢者の方も参画の下に、みんなで自治会をつくっていくというのが求められているというふうに考えています。そういった中で、意識啓発を住民さんに積極的にできればなと思っておりまして、出前講座を見直すというお話も先般させていただいたと思いますので、その中に、より啓発の部分で入れていければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 再々質問というか要望になるかと思うんですけど、初めの子育てしやすい町については、情報発信が弱いというふうに認識をしていると。だから、情報発信に努めたい。おっしゃることはそのとおりだと思いますので、そういう意味で、いろんな形で情報発信を強めていただきたい、そのように思います。

3問目と4問目につきましては、いろんな立場からご回答を頂きましてありがとうございます。それぞれがおっしゃったようなことが実際に実現できれば、かなりそういう意味では進むんじゃないかというふうに思います。現実問題としてなかなか進んでいないという状況の中で、どうしてジェンダー平等を進めていくのか。先に再質問で私、申しましたように、日野という町は、恐らくそういう形でのジェンダー平等の意識は進むはずのそういう要素はたくさん持っているんじゃないか。だけど、そこに田舎の因習というか、そういうもののほうが何かより上にかぶさっているのか、根っこにあるのか何かよく分からないんですが、その辺との兼ね合いみたいなものがどこかで逆転をしていけば、必ずジェンダー平等という意識はもっともっと進むんじゃないか。それは同時に、今もおっしゃったように若い人の参加意識、そういうものも強まっていくのではないか。そのように考えますので、よりそういう意識が進むように見ていきたい、そのように思います。

2問目に入ります。2問目は、わたむき自動車プロジェクトについてです。

何度も何度も聞いておりますが、2021年5月の調査準備以来、既に丸3年が過ぎて、当初のスケジュールによれば3年であったプロジェクトが、4年を1つのめどにしている、このように修正をされました。これは、かつて齋藤議員におっしゃったことです。それにしても、来春が丸4年です。3月に町から出された日野町地域公共交通計画は、プロジェクトに触れてはいますが、取組の評価や総括ではありません。

そこで伺います。まず、1点目です。通勤バス実証実験の中途断念などがあって、プロジェクトの全体像、達成度等はどうなっているのでしょうか。仮にプロジェクトという形式がなくなった場合、推進協組織や補助金等はどうなるのでしょうか。また、その時点で積み残された課題はどうなりますか。その辺りを伺います。

2点目、通勤バスの路線化断念により、通勤対策はどうなりますか。前回の質問時には、バスワーキンググループで検討中である、こういうようなご回答でしたが、その後どうなっていますか。渋滞対策、カーボンニュートラルなどはもう一刻の猶予も許されない。そういう状態だと思うんですが、進められていますでしょうか。

3点目、そもそも論になりますけれど、元国土交通省の職員で愛知大学の地域政策学研究センター研究員という肩書を持っておられる可児紀夫さんという方、地方公共交通の関係のそういう勉強会やいろんな集会なんかにはよく発言されておられる方ですが、この方が、中学の公民の教科書にある「赤字バス路線に税金を使うべきか？市長の立場で考える」という教材、これはディベート用の教材だと思うんですよ。今、そういうような形でのディベートを社会科でやるというのはよくある形だと思いますので、そういうディベート教材として、赤字路線に税金を使うのはどうか、是か非かというような、そういうディベート教材と考えられます。それに

対して大きな疑問を投げかけておられます。交通の多面的な価値を教えることなく、赤字か黒字かに焦点化して判断する教育は、世界では日本だけだと。例えばドイツでは、学校に配置された交通担当者が交通の役割を徹底して教えて、環境から考える教育を行っている。こうした交通とは何かという根本的な問いかけがないと、結局採算性になってしまう。そういう危機を覚えます。このことについて、町長のお考えを伺います。

4点目は、チョイソコについてです。チョイソコに対する住民の評価はおおむね良好、こういう意見を伺うことが多いようですが、現状でよく指摘される問題点について幾つか伺います。

まず1つ目は、甲賀病院からの復路に利用できないという理由です。これは、前回に柚木議員などが質問されました。それでの答弁ですけれど、甲賀市内の同業者との調整と町外への配車による時間的なロスの大きさ、これらを挙げておられました。ほかにもありますか。また、これらの理由は克服できないのでしょうか。

2つ目、運転手の労働環境（休憩時間、食事、トイレ、安全等）は保障されていますでしょうか。稼働率という言葉が適切かどうか懸念はありますが、どの程度チョイソコは動いているのか。一度、私は日野駅で、ちょうどお昼ぐらいの時間やっただんですが、休憩をされておられるのを見たことがあるんですが、見るときは大抵、稼働中です。

3つ目、桜谷地域への導入が発表されましたが、ここでも蒲生医療センターからの復路、帰り道が利用できないという前提です。これは、広報ひのの9月号にそのように書かれておりました。導入にあたっては住民との真摯な話し合いが不可欠と思いますが、当局のお考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） わたむき自動車プロジェクトについて、ご質問を頂きました。

1点目のプロジェクトについては、「若い人も高齢者も親子連れも来訪者も、だれもが利用しやすい公共交通を、みんなが利用しているまち、日野町」を目指す姿として、地域公共交通の活性化に向け取り組んでいるところです。達成度を示す指標は持ち合わせておらず、デジタル田園都市国家構想交付金事業においてCO2削減量をKPIとしましたが、通勤バス実証実験の見送り等もあり、目標値に達していない状況です。しかしながら、通学バスやチョイソコの運行は好評であり、特にチョイソコは86パーセントの満足度をアンケート調査で得ており、利便性の向上につながっているものと考えております。このプロジェクトで進めてきた各事業については、日野町地域公共交通計画の施策に位置づけており、地域公共交通を取り巻く課題の解決に引き続き努めたいと考えております。

2点目の通勤対策では、通勤バスワーキンググループを今年度も開催し、これま

での経過や課題等を踏まえた通勤対策等を協議しているところです。また、今月16日からは、「モビリティウィーク&カーフリーデー」での実践によるCO2削減など、町内企業と連携して取り組んでいるところです。

3点目の交通とは何かについては、自家用車を持たない高齢者や学生等の方が買物や通院、通学など生活していく上で必要不可欠なものと考えます。私が町長になる前に地域を回らせていただき、町政に対するご意見を伺った際、町営バスなど交通を心配する声が最も多く、今後高齢化により免許返納が進むと、さらに不安が増すものと考えております。わたむき自動車プロジェクトの目指す姿を実現するためにも、限られた財源の中ではありますが、引き続き地域公共交通の利便性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目のチョイソコの運行については、町外の病院の復路を運行できない理由は以前お答えしたとおりですが、課題は交通事業者に認められている運行範囲と本町が担うべき運行領域が異なることであり、広域的な地域公共交通を議論していく必要があると考えております。

運転手の方の労働環境については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等の法令により保障され、労働管理も徹底できていると認識をしております。稼働率については持ち合わせておりませんが、1日当たりの利用件数は約22件となっております。

令和7年度から東西桜谷地域とバス停留所から一定の距離がある集落への運行拡大にあたり、区長会にて事前の説明をさせていただきました。今後は、停留所の確定後に地域住民への説明会を実施し、意見等を丁寧に聞き取りさせていただく予定をしております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、町長の答えでは、これ、回答にはなっていないというふうに思います。4年のうち3年半が過ぎようとしている時点で、達成状況はどうですかというふうに伺っています。チョイソコは好評というのは、私も4番目でまず評価をしています。プロジェクトの達成状況は、当初想定した全体像、初めは3つのフェーズというふうに挙げておられましたが、3つの分野、それから公共交通で目指す町の姿、こういったものに照らして、どういうことがかなり達成をされていて、まだ進んでいないところは今後どうしようとするのか。これが当然、次の課題になりますよね。そういう形でお答えを頂きたい、このように思っております。

2つ目も、協議しているところですよというご回答でしたが、通勤バス路線を断念するというのは、このプロジェクトにとってこの上なく大きな問題だったはずですよ。したがって、通勤バス路線を断念した時点で次の通勤対策が動き出していなくては

ならないくらいのはずであります。渋滞もCO₂の削減も早急に取り組むべき課題と思われませんが、いかがでしょうか。カーフリーデーなどのイベントは啓発やアピール効果はあるでしょうが、実質的に大きな成果が得られるとは思えませんが、この点はいかがでしょう。

3つ目、そもそも論からもう1つ。先に挙げました可児さんは、交通は衣食住の次に大きなものだと述べておられます。欧米では交通権とか移動権とか、そんな言い方をしますが、交通権は人間社会を支える基本的な人権の1つである。都市政策の基盤は、いかにして誰もが交流できるかという考えが根づいているんだと。だから、田舎に住んでいても、お年寄りであっても障がいがあっても誰もが交流できる。そういうふうな人権の1つとして交通権というものを捉えているんだと、このようにおっしゃっておられます。

日本では、ともすれば費用対効果がまず考えられますが、それでも例えば、日本の例はこんな例を挙げておられます。長野県の本曾町、ここでは、公共交通をしっかりと整備すれば、商工業、観光、医療、福祉、教育など地域全体の暮らしやすさがアップをする、こういう理念から公共交通に費用をかけて、結果、社会的利益の増大に結びつけることができた。このような例を言っておられます。これは、最近の富山のLR Tなどでも言われていることです。この3点目については、もう回答は要りませんけれど、こういうようなことをやっぱり考えていかなければならないんじゃないか。だから、費用対効果で考えれば、なかなか公共交通なんて、それは黒字にはならないんですよ。だけど、それでも必要なものには投資をしていくという考え方が大事なんじゃないか。そのように考えます。

4番目です。チョイソコについて。この間、推進協議会の総会議案書と、それから、わたむき自動車プロジェクト推進協議会の取組についてというのをこの3連休に入る前に頂きました。本当は、推進協の総会というのは5月に行われているんですから、そういう意味ではもっと早くに頂ければ、もう少しきちんとした論立てができるんじゃないかと思うんですが、この3日間で考えましたので、ちょっと雑なところがございます。1日当たりの利用件数が約22件、これにも書いています。これは運行時間を正味8時間と仮定して、単純に連続運行して平均すると1便当たり約22分。私の計算が間違っていなければそういうことになりますから、南比線やとか中山線、サンライズ線の最も遠いところから役場やフレンドマートや日野駅などへ行っても、いずれも22分はかからないでしょうから、単純平均したら余裕はあるように思われますが、午前の利用が69パーセント。これもこのデータに載っているんですが、午前の利用が69パーセントという数字から見れば、午前はかなりハードな運行をしているのではないかと。その辺りを知るデータはありませんか。

また、ドライバーの午前中は、かなり連続時間運転になっていませんか。2時間

運転すれば休憩するというのがありますけれど、そう本当になっているんでしょうか。その辺り、もし資料があればお伺いをいたします。

それから、町外の病院からの帰り道を運行できない問題は、交通事業者に認められている運行範囲と本町が担うべき運行領域が異なることにあります。このようにおっしゃいましたが、それなら行き道にも適用されるんじゃないんですか。なら往路とも駄目だとなると、これは余計問題なんですけれど、利用する住民から見れば、帰りは自分で帰ってこいというのはあまりにも無責任と思われるかもしれませんが、その辺りはいかがでしょうか。お伺いします。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 再質問を頂きましたので、お答えさせていただきます。

まず、1つ目のわたむき自動車プロジェクトの総括でございます。具体的に、どういう部分はどんな評価やということをお求めでございます。まず、日野町わたむき自動車プロジェクト推進協議会のほうで掲げております3つにつきましては、生活分野、通勤分野、余暇分野というこの3つがございますので、この分野ごとにご説明をさせていただきますと、まず生活分野というのは、チョイソコについては、利用については先ほどからおっしゃっていただくように、利用者の皆さんから評価を頂いておりまして、利便の向上につながっているものと考えております。また、湖南サンライズ地域からの学童輸送についてですけども、こちらのほうについては今、教育委員会のほうで予算執行を頂いていますが、継続運行ということで、おおむねこれも達成できているものと考えております。

通勤分野につきましては、路線化に必要な利用数が見込めないというところで実証実験を見送った経過もございますので、先ほど申し上げましたように、通勤バスのワーキンググループで議論を進めているところでございます。なかなか既に車で通勤している企業がバス通勤による転換というのが難しいという中で進めてきた事業でございますので、なかなかハードルが高いんですが、引き続きこのワーキンググループの中で検討をしているというところでございます。

余暇分野につきましては、ここにはチョイソコの部分もございますし、イベント等に合わせました中でのバスの連結無料乗車券を配布するなど、公共交通の利用促進に努めさせていただいたということでございます。こういう部分につきましては、一定バスに乗っていただく機会を設けたというところで一定効果もありましたが、このイベントの一過性に終わっているところがございますので、これが継続して定期的に公共交通に乗っていただけるように、我々、啓発をしていかなければならないと考えているところでございます。

2点目でございます。通勤バス実証の協議をしているというところで、今後、渋

滞もCO₂の削減も早急に取り組むべき課題ということで、その点についてのお尋ねでございます。先ほども申し上げましたが、なかなか企業の中にこの通勤バスというのが浸透しない中で、新たな路線をつくるためには定期券で200人の利用がないと、バスの黒字化運行は難しいということバス運行会社からも言われているところがございます。また、バス運転手の不足の問題もございますので、こういったところから、我々としましても渋滞もCO₂削減も早急に取り組むべき課題ということは認識をしております、滋賀県にも提案をさせていただいているところがございます。県には、環境に優しいエコな通勤手段の転換によるインセンティブを付与できるように何とか働きかけができないかということと、また企業、事業者が合理的選択として公共交通の通勤手段への転換が推進できるように国や企業への積極的な働きかけができないかということ、県と一緒にできないだろうかということ提案をさせていただいているところがございます。日野町の工業団地の特性を踏まえつつ、こちらについては知恵を出していきたいと考えております。

また、カーフリーデーでございますが、本日からイベントのほうを開催させていただいております。車によらない通勤ということで、バスの無料乗車券を交付させていただいたり、自転車での通勤、またレンタサイクルを使って下さいということで周知をさせていただいております。企業等に働きをさせていただいたところで、どれぐらいご利用いただけるかというのはこれからですけども、町として啓発に努めてまいりたいと考えております。なかなかすぐに結果の出るものではないので、企業と町が課題を持ちながら、継続して地道な活動になるように意識づけをしていきたいと考えているものでございます。

続いて、4点目のチョイソコの部分でございます。利用の実績から見て、69パーセントというのは各時間ごとの割合を足されたデータやと思うんですけども、それ辺りを知るデータはないかということで、現在使っておりますシステムの中で、午前中だけを何か簡単に数値を出すというような仕組みが現在ございません。それぞれのAさんがどこからどこまで乗って、どの時間を使われているという細かいデータは、当然のところながらデータはあるんですけども、それを抽出して集計するような仕組みがございませんので、もしそれをやろうと思うと手で拾うというか、個別に積み上げていかなければならないということになりますので、そういった点で、ちょっとデータを持ち合わせていないということで答弁をさせていただいたところでございます。

運転手に聞く中では、午前中は議員おっしゃるように連続の勤務の時間ですけども、一定、午前中に30分、午後から30分の休憩を取っていただいています。お昼には1時間の休憩を取っていただいているということで乗務員のほうからも聞いておりますし、会社のほうからも聞いていただいているところでございます。ドライバーに聞き

取りをする中では、議員もおっしゃるように、午前中もうほぼほぼずっと乗りっ放しというような状況でございますので、ほぼ69パーセントというようなことでデータ上、時間別の割合は出てはいますが、もう少し多い利用というか、いわゆる拘束時間としては、しっかり100に近い拘束時間になっているのではないかなと推測しているところでございます。

最後に、町外の病院の運行でございますが、大変ご不便をかけておるところでございます。令和5年3月から実証実験を運行する中で、医療機関に送迎を行ってきました。この中で、一定数の利用のあったことについては分かったということと、また町外の送迎をするときに時間を要するということが分かったということが、これまでの議会でもお答えをさせていただいたところでございます。この中で、ニーズが分かったこと、これからの町内の移動にチョイソコを全域に広げていこうというようなことを決める中で、総合的に考えた中でこのような判断をさせていただいたものであり、ご理解を頂きたいというところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、1番の部分ですが、なかなか納得がいけるご回答ではないのですが、現在のところ、その程度なのかなというふうなことで理解をしております。やっぱりバスワーキンググループで議論をしているんだけど、ハードルが高い、このようにおっしゃいました。現実にそうだろうと思います。簡単に答えが出るようやったら苦労はせえへんということになるんかと思うんですが、そこをしっかりとっておかないと、これ、本当にプロジェクトそのもののやっぱり最終的な成否に関わってくるだろうというふうに思ひます。

今までから、何度も総括はしているとか、するとか多くおっしゃるんですけど、全然それらしきものがうかがえない。推進協議会の総会議案書には、総括したと書いてあるんですよ。例えば、総会のこの議案書の3ページには、エビデンスに基づく公共交通分析ということで、アンケート調査結果や通勤バスワーキンググループでその意見交換を踏まえ、総括を行ったと書いてあるんです。ところが、その行った総括の内容というのはどこにも書かれていないし、どのような総括をされたのかというのは分からないわけです。だから、そういうふうな意味では、総括をせっかくもしされたのであれば、その辺りはきちんと何かで分かるような形で示していただきたいなど、そんなふうに思ひます。同じことは、例えば1ページの通勤バス実証実験でも、令和3・4年度に実施した通勤バス実証実験を総括したほかとか書いてあるんですが、これも総括したと書いてあるんですが、どのように総括したのかという具体的な内容は書かれていない。せっかくこうして総会議案書を出しておら

れるんですから、その辺りはもう少し明らかにしていただきたい。

取組についてを参照せよということで、取組についてももちろん参照させていただいたんですけど、具体的な総括らしきものがうかがえないんです。こちらの推進協の取組についてというのの終わりのほう、21ページに通勤バス実証実験の総括というのが書いてあるんです。これも令和3・4年度に実施した通勤バス実証実験について、実証実験から得られた知見や参加企業へのアンケート調査結果、通勤バスワーキンググループでの意見交換を踏まえ、総括と書いてあるんです。そう書いてあるんですが、具体的にどういう総括をしたのか、議論の内容も全然分かりませんし、その辺りをやっぱり明らかにしていただきたいなど。せっかく総括をされたんやったら、その辺を明らかにしていただきたいなというふうに思います。これは要望になります。もし総括について、こんなふうに書いてあんなんでとかあったら、お答えいただきたいと思います。

それから、4番についてはお伺いをします。先ほどのご回答では、ドライバーの休憩時間は午前30分、午後30分、お昼に1時間というふうにおっしゃいましたけれど、8時から5時までということで、9時間のうち一応2時間、休憩時間があるということになるわけでしょうか。その辺りはお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 再々質問を頂きました。

まず、通勤バスの総括につきましては、令和3年度、4年度に実施した通勤バスの総括をさせていただいたところでございまして、こちらについては、先に議員のほうにお渡しをさせていただいていたかと思えます。ないようでしたら、またご案内させていただきます。よろしく申し上げます。

もう1点、ドライバーの休憩時間ですけれども、連続してハンドルを握っていられる時間というのが決まっていますので、その中で、午前中に一度休憩を挟まなければならないということになっています。午後からも、お昼の休憩以降に連続して運行する時間が長くなりますと間に休憩を取らなければならないということで、休憩の時間を取らせていただいているというところがございます。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） もう質問はできませんので、あとは要望ということで、私がもしその総括を見ていないとすれば、私のうかつなところだったと思うんですが、ある程度、分かるように総括等も出していただきたいなというふうに思います。今回もこの一般質問の直前に頂いていますので、そういう意味では、やっぱりもっと早くから出せるものであれば、早くに頂きたいなというふうに思います。これは要望です。

それから、ドライバーの勤務条件と、やっぱりきちんと勤務状態が保障される。そのことを要望したいと思います。それで、もし無理があるようであれば、今度、桜谷にも導入するということです。やっぱり無理のないように、場合によっては増便をする、台数を増やすとか、そういうこともお考えいただきたい。そうでないと、私がよそで聞いているところでは、チョイソコは好評だったんだけど、だんだん思うように利用できないと利用者が減ってきて、評判が悪くなるという声を聞いています。だから、そういう意味で、今は幸いにして好評なところやと思うんですが、なかなか利用者が望むようなことにならないと、これは待ち時間の問題であるとか、予約時間にうまく取れないとかいうことやらも含めて、そうなるとうまく成功しないかと思しますので、そういう意味ではよりうまくいくように、台数を増やすことも考えていただきたい。これは要望です。

あと、もう時間が減ってきましたので、3つ目のところに行きます。

3問目は、人事院勧告の完全実施についてということです。先月の8日、人事院は国家公務員の給与改定と、給与制度のアップデートに関する勧告と報告を行いました。物価高騰が著しく進み、民間企業のベースアップとの差額に基づいたこの勧告を基に、県や市町は秋から年末にかけて職員の給与等を改定していくこととなります。

公務員関係の労働組合は、勧告の完全実施を強く要求しています。今年、県の市町の段階で焦点になっているのは、地域手当の問題だというふうに聞いております。地域手当は、勤務地の諸物価等の差を補填することが目的の手当で、一定の地域に勤務する公務員に支給されるものです。現在、滋賀県下では、大津・草津・栗東が10パーセント。これ、10パーセントというと大きいですね。彦根・甲賀・守山が6パーセント、長浜・東近江が3パーセント、そして近江八幡・野洲・高島の3市と6町には、これは支給されておられません。なぜそうになっているのかの説明はありません。日野の近隣で申し上げると、甲賀市と日野町では6パーセントの差がついている。それから、東近江市と日野町では3パーセントの差がついているということになります。11市の中でもJRの沿線である野洲市や近江八幡市に地域手当が支給されないというのも、何か納得ができないものなんです。

公務員の賃金や手当は、職員個人の収入の多い少ないにとどまりません。人勧は、公務員に準拠する組織や民間の中小業種にも波及するものです。もっと身近に述べれば、地域手当の差は職員の応募にも関わってくる、このように言われています。日野町が直面している例えば保育士不足の問題でも、甲賀市や東近江市に後れを取るということになります。人事院勧告の完全実施および地域手当の適切な支給について、町長の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 人事院勧告の完全実施および地域手当の支給について、ご質問を頂きました。町職員の給料については、国家公務員の俸給に準拠しており、人事院勧告にのっとり国家公務員の俸給表の改定があった場合には、本町の給料表についても同額の改定を行ってきたところです。地域手当を含む諸手当についても、国家公務員準拠を原則とし、近隣自治体の状況も考慮しながら、給料や諸手当は労使合意の上で改定を行ってまいりました。

ご質問を頂いた地域手当については、隣接する市町村との関係で不均衡が生じているなどの意見を踏まえ、今回の人事院勧告で支給地域の単位を広域化し、現在の市町村単位から都道府県単位を基本とすように見直されたものです。見直しの後の滋賀県の支給割合は4パーセントですが、見直しは段階的に行うこととされ、令和7年度の支給割合は2パーセントと人事院勧告では示されております。今日まで賃金・労働条件等の決定については、プラスの面もマイナスの面も人事院勧告制度に基づく国家公務員の給与に準拠することを基本に、職員組合との交渉を経て、労使合意の下、対応してきていることから、今回の人事院勧告の内容についても、国家公務員の給与改定が行われた場合は労使合意の下、給与改定が実施できるよう準備を進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 再質問をいたします。

人事院の勧告を受けて県の人事委員会が勧告を出すわけですが、それが出された時点でその完全実施に向けて労使の合意を図るというのはもちろんそのとおりでしょうが、地域手当については明らかにおかしいじゃないかという点で、幾つかの市町が県の人事委員会に向けて働きかけをしているということを聞きましたが、そうした取組はしなくて、ただ勧告を待っているだけでよいのですか。このように伺いたいのですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 加藤議員から再質問を頂きました。

人事院勧告について、待っているだけでいいのかと、こういうことでございます。人事院勧告の出されました地域手当については、以前から議員おっしゃるように人員確保、人材確保の面では課題があるということで、そこは認識をしております。加えて、町村会等でも、ここについてはいろんな議論がされてきたところがございます。確か令和5年の11月の全国の町村長会議ですか、その場でも要望の1つに上がってきたかと思えます。いわゆる単なる地域格差を生むのではなくて、町村の意見も踏まえながら適正な運用をとということで意見も出されたように伺っております。

そういったことで、いろんなところでいろんな議論をされておりますので、町の

ほうでも人材確保の一定は歓迎といいますか喜ばしい面はありますけども、全国的ないろんな課題もあるということは認識をしておりますし、まだこれで全て全国一律ということではなっておりませんので、そういった部分では課題はあるのかなと思います。ただ、町ですぐさまこれについては、当面は人事院勧告が勧告されましたので、これで国家公務員の給与が改定されますので、これに向けての取組を進めてまいりたいと思いますけども、議論については引き続き必要かなと思いますので、そんな感じで進めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 議論については続けていきたいということですので、地域手当が例えば当町にやっぱり有利に働くように、そういうような形で議論を進めていただきたいなというふうに思います。それから、人事院勧告については、当然のことですが、完全実施に向けて合意を図っていくということが望まれます。これは要望という形にしておきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時から再開いたします。

－休憩 10時45分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） おはようございます。今月も一般質問、よろしく申し上げます。

私からは大きく3点質問させていただくんですが、前回同様、基本的には3問の内容は違うんですけど、根幹としては一緒かなというようなところで質問させていただきます。

1つ目、6月の一般質問では働き方改革の成果が見えなかったもので、もう一度進行状況を確認させていただきたい。前回の答弁の中で、「生きがいを持っていきいきと働き続けることはとても大切なことで、そのために働き方・業務改革推進本部を立ち上げた」とありましたが、その立ち上げからはや1年、また昨年12月の一般質問内では町長より、業務改善には職員の負担軽減も含まれていると確認も取れました。この2つの答弁を抜き出させていただいたのは、日野町役場は職員の負担を軽減し、いきいきと働き続ける環境をつくりたいと思っているということをあえて確認したかったからです。そのことも踏まえ、前回からの進展はあったのかを一問一答で伺います。

前回の一般質問も今回の一般質問も、働き方改革や負担軽減に関して触れざるを得ないような状態、また一般質問の中で働き方改革に関して、おのおのの議員が結

構触れているようなところが見受けられました。私自身、ずっと当選から働き方改革ということをおっしゃっていただいていたんですが、何かほかの議員からの質問があると私自身の力不足というのもすごい痛感させられて、何とか早急に日野町の働き方改革というのを進めていきたいと思っています。

それでは、質問させていただきます。働き方・業務改革推進本部のワークスタイル部会に関しては、6月時点で総務主監答弁では、今年度はアンケートを踏まえて部会でより議論を深めて、具体的な提案につなげていく形に進めていくのが一番よいと考えている。そして、具体的な提案に至れば予算が必要であるかとかの議論も必要となってくると思うとありましたが、もう下半期に入ろうとしています、現在はどのような段階でしょうか。

議長（杉浦和人君） 3番、谷口智哉君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 谷口議員から、日野町働き方・業務改革推進本部のワーキングチームでありますワークスタイル部会、こちらのほうについての活動についてご質問を頂きました。

ワークスタイル部会のほうなんですけども、6月28日に活動報告会アンド勉強会アンド意見交換会として開催をしております。ここでは先に集約をさせていただきました結果の報告と、その結果を受けて今後の業務見直しや再配分の取組を進める方向で、一例としてはペーパーレス化へ取り組めないかというふうな報告がなされたところです。また、L o G o フォームの研修会も同日されまして、また、あわせてまして職員同士による自分ができるスモールステップ、小さな第一歩ということで、これについて意見交換をさせていただいたということです。この日によって取組を確認して、理解を深めたところと、こういったところがございます。

そのほかにもこのワークスタイル部会のほうなんですけども、ミーティングも都度開催をされております。簡単な内容から少しずつ達成していくためにもスモールステップをしていこうということで、幾つかの取組が提案されて、試験的ではございますけども、実施しようというふうに取り組まされております。この1つには職員間の連絡はL o G o チャットでできないかということ、2つ目には、職員間、また住民さんからの報告は紙でなくL o G o フォームを活用できないかということがございます。3つ目には庁内メールのテンプレートにつきまして、一律的なものでテンプレートを活用できないかというふうな具体的な提案がされたところです。

ただ、3つの取組については庁内LANの掲示板のほうに7月末に掲載をされまして、それで職員間での活用を依頼されたところです。おおむね9月頃に活用した感想は取りまとめられて、意見集約し、働き方改革の提案につなげるような流れを考えておられるということです。ワークスタイル部会で今現在いろいろな議論をさ

れているところですので、この議論を楽しみにしていると、こういう状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 頂いた答弁の順番に再質問というか質問を続けていきたいんですが、最初にペーパーレス化に取り組むことが報告されましたとありました。以前、東政策参与の質問をしたときにも、昨年12月の一般質問ですか、人事に関する通告・通達・内示に関するものをペーパーレス化することによって省力化したというような報告を頂いたんですが、現在の時点で、主監の考えというか主監の主観で結構ですので、ペーパーレス化に取り組むということは、どういったものをペーパーレス化ができるのか。それによってどういった手間を省けるのかというのが、今頭の中でイメージできているものでいいので、幾つかというか、1つ以上あれば教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） ペーパーレス化にご質問を頂きました。

まず、第1点目にワークスタイル部会ですけども、今年度、今議論をしているところでございます。少し流れをご説明させていただきますと、6月に今年度の方針を推進本部から各部会のほうに方針の決定を説明して、そして今現在、各部会のほうで議論をされているという流れになっております。その中で、ペーパーレス化の話が少し、こういうのもあるよということでご報告をされたということでもあります。

ここで私がペーパーレス化をこんななんなんやねというふうなお話については、今現在ワークスタイル部会で議論がされていますので、議論は議論として、私としてどう考えているのやということであれば、その点についてはお答えさせていただきますと、例えばですけども、会議の資料なんかをあらかじめメールで各職員に提示して当日はなしにするとか、そういった簡単なことから進めていくのかなと思っております。当然ながら、紙で配っていたものをL o G oチャットであるとか庁内メールに変えていくというのも1つのペーパーレス化かなと思っております。そういった、いきなり大きなことではなくて、少しずつ小さいことから進めていくことになるのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 理解できました。また後の一般質問、後日というか次回、次々回のときに結果報告というような形で具体例を聞けるとありがたいなと思っております。

2点目、先ほどの答弁に対しての質問なんですが、L o G oチャットを活用するという形だったんですが、今この中継とかを見ていらっしゃる方の一般の方だとL o G oチャットというもののイメージというのはちょっと湧きにくいかもしれないので、簡単にどういったものかということの説明した上で、今後どのようにその

運用頻度を上げていくかということをもう少し伺いたいのと、それに関して壁となるもの、障壁となるようなものがどのようなことが挙げられるか、どのようにそれを解決していくかということを中心に教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 先ほど申し上げましたように、今現在ワークスタイル部会の中で議論をされている途中ですので、この中で報告もまだ受けていない中で、こういうなんやというところはなかなか申し上げられないというのがまず前提でありまして、その中で、私が申し上げましたL o G oチャットがどういうものかということをご説明をさせていただきます。いわゆる職員間でのチャットツールでございまして、一般的に言われるL I N Eのようなものでございます。その片内版ということで、職員間での主な通知についてはそれでさせていただいていると、こういうものでございます。例えば簡単な、全職員ですので例えば私からグループ化した総務課の職員であるとか、主監課長会の職員に対してもメールを出せますし、個々にもメールというかチャットで連絡をつけることができますし、当然ながら私から三役にもチャットということでメッセージを打てますので、ある意味いろんな活用ができ、いろんな情報交換のツールになるかと思っておりますので、こちらについては今後さらに拡大といいますか、深めていく必要があるのかなと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） L o G oチャットに関してはある程度、理解を皆さんもしていただけていると思います。

そこで、L o G oチャットに関してもう一度質問させていただきたいんですが、ちょっとワークスタイル部会の中で議論をしている中で答えにくい部分もあると思うんですけど、実際、主監が運用をしていて、一昔前だったら、I T関係だったら世代、ジェネレーションによって使いやすい、使いにくいということがあると思うんですが、どうでしょうか。世代によって、例えば若い方がそういったことをどんどん使っていて、それで仕事の効率化を図っていききたいという中で、そういうものを多用されては困るとかいうような世代とか、言葉を選ばないんであれば、課長クラスでなるべくそういうのは使わない方向に持っていきたいとかいうような話が上がっているということはないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） お答えさせていただきます。

L o G oチャットについては、自由に職員間で使っていくというのが原則で、いろんな面で多様的に使えるのかなと、このように思っております。ただ、当初はそういうふうなのを取りあえず使ってみましょうということで、便利なツールなので

使っていきたいと思いますということでしたけども、四六時中、夜中でも何でもかんでも入ってくるというふうなこともありますので、そこは一定のルールといえますか、自主的な自制じゃないですけども、そういうものも一定必要になるということで、その部分については今後整理していかなあかんのかなと思いますし、先般そのことについても、こういうふうな取扱いでしましうねというふうなことをお知らせさせてもらったところです。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今の答弁だったら、運用に関してルールを設けて行き過ぎないようにということであって、再度伺いますけど、庁内の中で非推進派みたいなような動きはないということに理解してよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 非推進派というのは、私のほうでは感じておりません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） それでは、IT、LOGOチャットも活用しながら、ペーパーレス化も活用しながら、できることから少しずつ業務の改善を進めていっていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に行きます。

3月議会の答弁から、一番着手しやすいものとして、庁舎の出入口の開閉時間の見直しを進めているとありました。セキュリティーの観点からではありますが、6月時点で課題を整理して7月中には実施したいとありましたが、現時点での進捗状況を教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 庁舎の開閉時間の見直しについて、どうやということでございます。庁舎の開閉時間、いわゆる役場の正面玄関等の施錠と解錠の時間でございます。これは、業務改善部会の職員ワークの中で提案があったものです。これまで役場の庁舎につきましては午前8時に解錠して、午後6時に施錠するという、これは運用でございますけども、運用をしておりました。ただ、業務時間外に職員が少ない時間帯にセキュリティー上の課題があったということから、今回そういった提案もございましたので、見直しを行いまして、午前8時10分に解錠をし、午後5時30分に施錠できないかということで運用を見直しているところです。今現在、8月28日から運用を実際開始させてもらったところでございますけども、まず1か月は試行期間とし、その後、特段問題がなければ本格運用ということで継続をさせていただきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 当初答弁だったら7月中にというのが、8月28日から運用を開

始したということで今理解しました。

9月2日の全員協議会でも説明はしていただいて、8月28日から運用されているということは理解していたんですが、やっぱり何でもかんでもというか、今回働き方改革に関しては、開閉時間に関してはセキュリティー面の課題であって、あくまでも副次的な目的だと、負担軽減に関することは。ただ、これを機に、より踏み込んだ対応ということも大事だと思っています。6月6日のニュースだったと思うんですけど、彦根市役所が開庁・閉庁時間を9時から16時45分とするような報道を目にしました。開庁・閉庁に関しては、サービスの比較考量をすると切りはないんですが、こういったせっかく短くするというような話があったときに、そういう前例があったことはもちろん把握はされていると思うんですが、こういう検討をするときに、もう一步踏み込んだ9時から16時45分ということというのは考えられなかったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 彦根市のほうが、この10月からになるかなと思うんですけども、朝夕30分短縮をされるというふうなことがホームページ上でも市民のほうにお知らせをされているということでございます。

この役場の庁舎の開閉時間、いわゆる鍵を閉める時間、開ける時間については、業務改善部会の中で提案があったものでございます。取りあえず、勤務時間前、また勤務時間後にあまりにも長時間開けているのはセキュリティー面でどうなんだということと、併せて職員が残っていなければならないということが起きやすいということでありました。その中で、彦根市のように全体的に短くするかということは考えられなかったということでございますけども、そこまでは検討をしなかったというのが正直な答えでございます。やはり大都市部といいますか大津とか彦根、今度彦根がされますけど、そういった都市部は比較的そういうことが多くございますけど、町村部においてはまだ少ないのかなと思っておりますので、今後必要になるかなと思いますけど、現時点ではまだ検討はしておりません。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 私、率直にこの制度の導入というか試行期間としての導入を聞いたときに、今、主監の答弁から取りあえずという言葉がありました。効果はあまり見込めないんですが、やったという事実は残るといような形でされたんではないのかなと疑ってしまうような形だと思いました。ぜひ、この1か月程度は試行期間というのであれば、試行しながらさらに一步踏み込んだ時間の短縮、もちろん前回、前々回の答弁でもありましたように、住民に対するサービスは落ちると思います。ただ、前にJ I A Mでの研修であったときの話だと、2040年には8掛けでの労働力で社会を運営していかなければならないという話がありました。滋賀県に関

しては、もう8割を超えて76.9パーセント、77パーセントぐらいだったと思います。その中で私がすごい心配なのが、自治体の中で、選ばれない自治体、選ばれる自治体というのも出てくるのではないのかなと思います。この開庁・閉庁時間に関してもそうなんです、もちろんやっているところ、やっていないところ、例を挙げると切りがないとは思いますが、町村部では少ない。やはりその分、業務が逼迫しているということももしかしたら理由かもしれないですし、ただ、それよりも未来の担い手が少なくなるということ自体が大きい問題だと捉えていただきたいと思います。今後検討する際にはより一歩踏み込んだ検討をして、試行期間というのを設けて、ぜひ職員さんの負担を減らすような施策を行っていただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問をさせていただきたいと思います。

3つ目の質問は、今の日野町役場の状態では働き方改革は最優先事項ではないでしょうかという質問をさせていただきたいんですが、その前に、前回の6月の一般質問、川東議員の空き家に関する一般質問の際、副町長が答弁でお話しされた内容を一部抜粋させていただきたいなと思います。要点だけを抜くと、新しい課題はどんどん増えてきていると、時代のニーズに合わせて。ただし、それは従前からの課題がなくなっているわけではないと。新しい人材というのを採用したとしても、すぐに即戦力になるわけではない。そして、「職員さんには本当に申し訳ないんですが、限られた中で何とか頼むと言いながらお願いしているのが現状です。働き方改革もごさいます。もうすごく、そのことは私も何とかというふうに思っています」、またその次の段では「限界は感じているところはごさいます。それを無理無理、職員の皆さんにお願いをしてやってもらっているところが、はっきりいいまして、先ほどのような、課で受け止められない、グループで、いわゆる連携したり、もうそれぞれの個々の仕事をこなすのが精いっぱいだという、そんな状況が見受けられる、そこに胸を痛め、何とかそれを改善できないかというのを日々いろいろ、今の働き方改革の中でも同じですが、させていただいています」とおっしゃっていました。

副町長に関しては、現場をずっと経験して、そして前の津田副町長が退任されてから3か月の間を置いて、そしてその中でもいろんな葛藤がある中で今の副町長、そして働き方業務改善推進本部の本部長を務めていらっしゃると思います。そういった方が公の場で声を震わせながらそういった答弁をされていたという事実がある中で、町長にもう一度伺いたいなと思ったのが最後の質問です。いま一度聞かせていただきます。今の日野町役場の状態では、働き方改革は最優先事項ではないでしょうか。お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 重要な課題の1つだと認識しております。職員それぞれが働き

続けられる職場づくりは重要ですし、今、安田副町長の話にありました、限られた中で、そして課題はたくさんあるという中でございます。やはり職員さんの仕事上もそうでした、いわゆるワーク・ライフ・バランス、人生として、やはりここで働いてよかったと、振り返ったときに大変なこともたくさんありますけれども、そう思ってもらえる職場づくりが本当に大事だと思っていますので、引き続き、働き方改革の取組は進めてまいりたいと思います。

ただ、まだまだということは当然認識をしておりますし、もちろん我々の、例えばここら辺がこうしたらええやんという意見もたくさんありますけれども、それだけでは当然駄目でございます、やっぱり現場に即した、そしてボトムアップの中で出されてきた部分というのも非常に大事なので、短期的なものから、これをやったから終わりではなくて、ずっとこういうことは考えながらやっていきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関しては、今までの答弁の中からも私の質問の中からも、町長をはじめ皆さんとは思いは一緒だと思っています。現場の声、そして総務主監のしている景色、町長・副町長のしている景色からもサポートをしていただきながら、素早く、そして取りあえずではなく、実行力のあるような改革を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目、公民館が今よりもっと身近な存在になるようにできることはないか。公民館に関しては、社会教育という関係から野矢議員からも質問がありましたし、幾度となく、野矢議員が多いと思うんですが、そういった公民館の在り方、活用の仕方、そして住民の教育や育成に関して重要な存在だと思っています。

私が日野に来てから丸9年たち、もう10年目になっています。当初から公民館は身近な存在で、イベントの企画の相談に乗ってもらったり、チラシの配布で協力していただいたり、イベントの会場として使用したり、現在でも自分で借りたり立ち寄ったりで月に数度は利用させていただいています。昨年度からは公民館の運営委員に任命され、今年度からは鎌掛公民館の実行委員にも選ばれています。役付の当事者としても、様々な行事に携わることもできています。

少子高齢化が進む中、世代ごとの価値観が変わっていく中でも、公民館がもっと身近な存在になっていくようになればと思います。質問させていただきます。今回のこの質問に関しては、町の姿勢や施策だけでなく、町民にとっても利用促進の契機になればよいと思っています。

それでは1問目、公民館の設置根拠は何なのか。法的根拠や目的等のあらましと、日野町では実際の機能として、町民の関わりとしてどのような運用がなされている

のかを簡単に教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ありがとうございます。谷口議員より、ご質問いただきました。公民館が身近な存在になるためについてご質問を頂いたと思います。

まず、1点目の公民館の設置根拠とその目的については、社会教育法第5章の公民館の第20条の目的において、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定められているところから、第21条では、公民館は市町村が設置するとありまして、第24条では、公民館を設置しようとするときは条例を定めなければならないとされていることから、日野町におきましては日野町公民館設置条例を定め、中央公民館および地区公民館を設置しているところでございます。

これまで町といたしましては、中央公民館、地区公民館に館長や主事、必要な職員を置き、地区公民館においては住民の方々や各種団体の主体的な活動を支援し、地域の特色を生かした社会教育や生涯学習を推進し、自治運営の拠点としても地区公民館の運用を図ってきたところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 社会教育法第5章公民館第20条の目的、すばらしい言葉だと思います。私、情操の純化って何かなと思って調べたら、素直に感動する美しい心を育むことと。それも、どちらかというと教育や周りから言われて育むものなんだなと改めて思いました。

そんな中なんですけど、一番最初のところ、実際生活に即するとありますが、法制定から約75年、日野町でしたら今現在の日野町の公民館設置からもう約30年になるところなんですけど、そういった公民館を取り巻く環境の中で、実際生活はどのように変化したと感じられていますでしょうか。課長の意見をお伺いしたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 実際生活です。かつて公民館の中では女性の方々とかの社会教育団体などもございまして、生活改善というような取組を行われてきて、例えば結婚披露宴とかが派手になってきたときには、公民館結婚式なんていうのも行われた時代もございまして。また、女性会の活動の中では、琵琶湖の富栄養化防止条例ができたときには石けん運動とか、そういうのが盛んに行われたときには公民館を中心にそういう活動を行われてきて、住民への普及活動をされてきたというような形があったと思います。ですので、今となつてはやっぱり少子高齢化、それから防災とか減災とかそういうことを含めた地域課題がございまして、それに取り組むような実際生活の課題に対して取り組んでいるのではないかなというふうに

思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） このまま、ちょっとその答弁に関しての発言に関しては一旦置いておかせていただいて、2つ目の質問に行きます。

データとして、公民館の利用人数の変化はありますでしょうか。増減があるのであれば、その要因に関してはどのように捉えているのか。増やすべきと考えておられるなら、何か対策は取っているのかを教えてくださいたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま、2点目の公民館の利用人数の変化について、地区公民館ごとに利用人数の統計は取っているのかということですが、公民館ごとに利用人数の統計を取っております。まず令和元年までは7地区公民館全体で8万人から9万人の間で利用人数が推移しておりましたが、コロナ禍の中で半分ほどに減少いたしまして、令和5年度には6万6,000人まで回復したところでございます。

今後多くの皆様にご利用いただきたいというふうに思っております。これまでアプローチしていなかった年代への学びの場を提供したり、誰もが立ち寄りやすい雰囲気をつくったりということで、各地区公民館で工夫を重ねていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） データから見ると、人口によって少しずつ下がってきているのではなく、やっぱりコロナを機に下がっているということが仕方のないことなのかなと数字を伺って思いました。

ただ、コロナが原因であるならば、やはり令和5年、令和6年になると、ぱっとではないにしても、ある程度回復していかなければならないのかなと思っています。先ほど働き方改革の中でもありましたけど、これを機により踏み込んだ対策をしなければならぬの全くの反対で、これを機に、今回はコロナを機に、公民館に行く理由ということがだんだんなくなってきているということが表れているのではないのかなと。先ほどの1番目の質問のときにありました時代の背景、実際生活に即するという言葉もそうですが、もしかしたら30年前だったら、時代の流れの後押しもあって公民館の存在、公民館というプレイスがあった場合、そこを活動の拠点にすることということができたということなんですけど、今の実際生活に即すると、そこまで公民館に立ち寄る理由というのはないんじゃないのかなと。さらに、コロナを機に、今まで例えば行きたいとか行きたくないではなく、行くことが当然だったものが、行かなくてもいいんだということに気づいた方が利用をしなくなってきているのではないのかなと実は私自身、思っています。

そういった中で、先ほど2点目の回答の中にあつたアプローチしていなかった年代への学びの場を提供するということがありましたけど、アプローチしていなかった年代というのは、どういった年代を前提としているのでしょうか。あと、その年代を特定するに至っての根拠というのはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 今、再質問を頂きましたアプローチの年代です。ある公民館ですけども、男性の利用者がとても少なかった。長寿会に入られる手前とか、その辺の年代の利用者がとても少なかったので、そこをターゲットにした講座を開いてみたら、蓋を開けてみればかなりの方の応募があつて、定員がありますので、それを断らなければならない状況も生まれてきたというようなことを聞いております。そういうことも含めて、まだまだアプローチしていける可能性はあるなと思っておりますので、その年代といひましても、区切られる年代もあれば全体的に捉えるということもございますので、その辺に関してはいろんな情報交換をしながら、各公民館のほうで工夫を重ねていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 年代、各公民館と連携して情報を取って、分析して対策を立てていくという不断の努力は必要だと思っております。

先ほど、その時代の背景があつたから利用したんじゃないのかということもありましたけど、実際若い世代に関しては、生まれながらにして当然のものだと、逆に情報発信をあえていろんなチャンネルでしないと活用の仕方が分からないのではないかと実は思っています。私、この前イベントでホットプレートを借りに行つたんですけど、実はそれ、ある人から聞いたからホットプレートが公民館で貸してただけということが分かっただけで、意外とそういうのは、昔でいうと地域のイベントがあつて、そのときに先輩から、これは公民館から借りられるとか借りられないとかというようなことがあつて教えていただいて、そのノウハウを継承しながらその地域のリーダー、後でまた出てきますけど、地域のリーダーというような形で育っていくのかなと思います。今回はコロナを機にこの三、四年の中で、もしかしたら途切れている部分もあると思います。社会情勢で、グループや全体よりも個を重んじるようになったことも原因ではあると思いますが、こういったことが続くと、だんだんだんだん複合した理由で公民館から遠ざかっていくと思います。そういったことが分かりやすいように、冊子でもいいですし、ネットでもいいですし、若い世代に公民館の活用方法というのが届くような形にしていきたいなと思っております。

まだ質問なんですけど、先ほどの答弁の中で、誰もが立ち寄りやすい雰囲気をつくったりするというような形で頂いておりましたが、私は日野町、先ほど言ったも

う10年になるんですが、公民館に行って、いろんな公民館を地域おこし協力隊の時代から活用させていただいています。その中でコーヒーメーカーのある公民館もあって、ロビーがあって机や椅子があったり、特に西大路公民館で茶楽というのは区切られていて机が4つほどあるんですけど、そこがすごい活用しやすく、私自身、パソコンを持って仕事をしていると。そこに子どもたちがゲームを持ってきて、やっている。その隣でおばちゃんたちが井戸端会議をしている。入りやすいし出やすいという空気がすごいできているなと思います。ただ、中にはもちろんそういったものがハード面でないようなところもあると思うんですが、今後そういった用がなくても立ち寄れる公民館ということを増やすというか、そういった形で利用者を増やすようなことを考えられていないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ありがとうございます。用事がなくても立ち寄りやすい公民館、実はコーヒーメーカーを置くとかそういうことに関しましては、多賀町の「結いの森」という中央公民館に視察研修に行かせてもらったときに、立ち寄りやすい工夫の中で住民さんが自由に使ってよというようなそういう場所を提供されているということもあって、コーヒーメーカーでも置いて、用事がなくても公民館でコーヒーを飲んでもらえるようにということで、コロナ前に少し始めかけたところではございました。コロナがあって、若干そのような意図的なところがまだまだ浸透していないところもあるんですけども、私が社会教育主事の研修を受けたときに、イギリスではコーヒー革命というのが起こっていて、カフェみたいなところに人がたくさん集まってそこでいろんな議論をしてきて、株式会社が起こったりとか証券会社が起こったりというような革命が起こったというのを勉強した覚えがあります。町民が何げなく立ち寄ったらそこで議論が起こって、地域活動とか、地域課題が解決できるような、そんな議論が起こればいいなという思いはありました。そんな意味で、もっと立ち寄りやすい公民館にするべきではないかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、課長からそういうふうにしていきたいというような話がありました。西大路公民館に関して茶楽ができたのはいろんな理由というか、予算の形とか、そのタイミングもあったと思うんですが、鎌掛公民館とかになると、その場所がどうしてもないというような形だと思います。そういったことに関してはどのように具体的に対策していくのかというのは、案はありますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 茶楽のような西大路のような場所がないということですけども、あそこも本来ですと使用料を取ってというような場所ではございますが、

開放日を多分設けて使っておられるのかなというふうに思います。ほかの公民館も、本来やったらこの部屋はお金を取ってというようなそういう場所でも、開放日を入れてというのは西大路さんのようなやり方で開放することも可能かなと思いますし、そのことについては公民館主事会や館長会の中でもいろいろ議論し、進めていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） そういった面からも、いろんな人が気軽に立ち寄れるようなところになってほしいなと思っています。

最後に、第3期日野町教育振興基本計画、令和2年から令和6年に関してから抜粋すると、公民館のところでは「学びの場作り（つどう・まなぶ・むすぶ）」というような形ではありますが、誰もが気軽に立ち寄れる開かれた公民館、今みたいなことがすごい言えると思います。その雰囲気づくり、いつ行ってもいいんだよ、いつ行っても誰かいるというような形がやっぱり地域づくりにも大事だと思います。その②のところでは、自己向上の願いが叶う学びを大事にする公民館、そして③人づくり・地域づくり・仲間づくりに貢献できるリーダーが育つ公民館とあります。先ほど最初の答弁でもありました地域の特色を生かした社会教育や生涯学習を推進し、自治運営の拠点として地区の運営を図ってきたところだと。そして、各種団体の主体的な活動を支援しとありましたが、答弁していただいてあれなんですけど、やはりそういった団体の活動が少なくなってきた中で、人づくり・地域づくり・仲間づくりに貢献できるリーダーが育つ公民館というのは、実際今までどのような形で追い求めてきたのか。そして、今後どのような形でしていくつもりなのか。それが私自身、公民館を活用する団体が増える理由でも原因にもなり得ると思うので、よかったら課長の考えを伺いたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 各地域で公民館がリーダー的な存在を育ててきたかということかなというふうに思います。現在、提案型の事業を公民館でやってきていただいています。公民館が主導を取りながら実行委員会をつくって、地域交流を進めていこうというような、それから地域課題を解決しようというような取組でございまして。それについては、公民館が主導のところもございまして、その他の団体の方々が手を挙げていただいて、自らが公民館と一緒にやりたいというような形で取り組まれているところもございまして。そういった意味では、そういうやりたいという意見を聞いて、やろうとするのを応援する。それも、公民館の1つリーダーが育つそういう活動かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 今、提案型事業のお話もあったんですが、私も実は昨年度に活

用させていただいております、ただ意外とそういう情報というのは聞きに行かないと手に入らないというような形で、行政には結構多分に漏れず言われることなんですけど、店頭の商品は並べているんですけど、セールスがやっぱり行き届かないというような形をすごい感じるがあります。公民館に関しては、やはりそれではいけないと思いますので、ぜひ先ほどから何回も言っていますが、情報発信というのを強化して行っていただきたいなと思います。

その上で、3番目、公民館の情報発信は現在どのようにしているのか教えてください。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 3点目の地区公民館の情報発信については、まず館報やチラシなど、紙媒体が主な情報発信となっているところです。また、SNSなどでの情報発信としては、グーグルカレンダーを共通ベースにいたしまして、「日野町内の地区公民館（行事予定）」を8月1日から運用を始めたところです。今後も実効性のある情報発信に心がけ、その発信情報の内容や検索方法などがよりよいものとなるよう努めていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） グーグルカレンダーを共通ベースにした発信をされているということで、私も見させてはいただいたんですが、スマートフォンだと結構実用性に乏しいというか、最初にやったときは「私はロボットではありません」の地獄から抜け出せなかったというような形があって、パソコンで見ると結構きれいに、それをぱっとクリックすることができるんですけど、やはり使い勝手が悪い部分というのはあると思います。

ちなみに、この8月1日からの運用に至るまでの経緯、どういったところから話が来たのか、どういったところから話が出たのか。それで、どういうふうに見直しして実装するに至ったのかということをお話していただきたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 各地区公民館、地区だけの公民館ではなくて、広く日野町の方々、住民一般にこの事業を知っていただいて、地区をまたいだ参加もしてもらいたい。そのためには、やはり何か共通のベースとなったものが必要であるということは以前から課題になっていたところでございます。ですので、昨年度から企画振興課の協力も得まして、どういうものがあるかということを検討してきて、大体1年ぐらいかけて出来上がったものでございます。確かに今スマートフォンでは見にくいということもございまして、それが課題かなというふうに思っていますので、その課題を克服しつつ、改善に向けて進んでいきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 1年かけていただいたということで、取りあえず入れたものではないんだなということは伝わってきましたが、やはり若い人というのはスマートフォンが中心での生活をしているので、そのところ、もう1か月たちますけど、公民館の職員さん、そして町民さんからの意見の収集ということもきちとした上で、次のステップ、行動につなげていただきたいと思います。全体を通して情報発信ということをもっと強化することによって、町民により身近な公民館になるのではないのかな。まずそこから始めるということもスモールステップの1つだと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後に町長に伺います。町長は、日野町にとって公民館はどうあるべきだと思っておられますか。そして、これからもそのどうあるべきを実現するために何が必要だと思っておられますでしょうか。お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。公民館はどうあるべきかですけれども、地区公民館が設置されて、これまでの間、社会教育、生涯学習、そして自治運営の拠点として機能してきた。住民主体となって運営ができるように、町としましては職員体制や施設整備などをやってきたわけでございます。人と人が行き交う地域のプラットフォームとして公民館は本当になくてはならない存在でございます。今後もやはり縷々、地域の課題はたくさんございますけれども、そういったことの解決のためにますますより一層存在は重要だと思っておりますので、活動に関わっていただいている方々への研修、また職員の資質向上も図りながら、この時代に合わせた対応、体制を整えていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） やはり日野町にとって、公民館ってすごい大事な場所だと思います。自治の要でもあると思いますし、社会教育の拠点でもあると思います。職員の皆さんもそうですが、住民の皆さんもより多く活用していただいて、社会教育法の目的を達するような形で日野町が進めばよいと思っております。

それでは、3問目に行きます。3問目は分割方式でさせていただきます。

子育て環境の未来に向けての提言を受けて、保育士の職場環境の改善は検討されているのか。これも働き方改革の一環の質問ではあるんですが、ほかの議員さんからも一般質問等々で取り上げられてはいるんですが、先日、日野町の幼児教育保育の在り方検討懇話会からの提言を受けて、保育環境の再整備の検討、施設の再編についても動き出していると伺いました。また、在り方懇話会ではいろんな切り口で様々な方からの意見聴取のワークショップが開催されましたが、今回は保育者ワークショップについて伺います。

1、保育者を対象としたワークショップはどのような形で行われましたか。回数

や形式、延べ参加人数に関して教えていただきたい。

2、労働環境や労働条件については、どのような意見がありましたでしょうか。意見全体として占める割合は多いほうでしたでしょうか。

3、園の再編と同時に、当然保育者の環境の整備も検討されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 子育て環境の未来についての提言を受けて、保育士の職場環境の改善についてご質問を頂きました。

1点目の保育者のワークショップの内容については、保育者の勤務時間などの関係から、計5回に分けて開催いただきました。公立園、私立園から保育者延べ107人が参加いただきました。ワークショップ形式で「こんな保育をしたい」などをテーマに、活発な意見交換をしていただいたところです。

2点目について、保育者のワークショップにおいては、どのような保育がしたいか、それを行うために何が必要かについて意見交換を頂きました。現場の保育者などは、よりよい保育のため懸命に努力いただいておりますが、保育士不足や長時間保育ニーズの増加などから、労働環境における様々な課題などが出されていたと聞いております。

3点目の保育者の環境整備については、公立施設の再編整備に伴い、職場環境の改善や保育に専念できる環境づくりなどに取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 再質問させていただきます。再質問は、3点目に関しての再質問だけです。

職場環境の改善や保育に専念できる環境づくり等に取り組みたいと考えておりますとご答弁いただきました。最終提言に関しても最後に、保育者が目指す保育が実現できる（保育者の環境改善）ともありますし、子育て環境の未来に向けての提言の資料編にも、職場に対し日頃改善してほしいことで最も多く回答があったのが職員数の増員、次いで給与・賞与等の改善、事務・雑務の軽減と、職場環境に関するものということがかなり多く占めておりました。そこで伺いたい再質問なんですが、具体的に令和7年度、来年度、再来年度ぐらいでどういったことに取り組んでいこうというようなお話というのは出ているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 谷口議員のほうから再質問を頂きました。

令和6年度、7年度においての具体的な取組ということでご質問を頂いたと思います。実際、今のところ、在り方検討懇話会の提言などでこれから再編整備計画を進めていく中で、保育者さんにおけるいろんな職場環境の改善、また人員配置の改善とか、そういったことは今現在、議論の中で進めている中でございまして、実際

その具体的な内容まではちょっと今現在のところ定めてはおりませんが、ただ先ほどの答弁の中にもありましたように、この保育者の環境改善というところにつきましては、ワークショップの中でもこんな保育がしたいということで話し合いをしますと、やはりみんなが楽しく笑顔で働ける職場ということで、本当に子どもの笑顔、それから保護者の笑顔、そして保育者の笑顔ということで、皆さんが笑顔で楽しく働ける職場環境をつくりたいというふうなことが大変多く意見として出されました。また、その中で、子どもとゆったり関わること、また保護者とのコミュニケーションの時間を取りたい。そしてまた、保育者同士の意見交換、やはりしっかりそういったコミュニケーションを図ることが子どもの保育の改善につながるというようなことも具体的に話し合われましたので、そういったことを本当に重要に考えていきたいというふうに思っております。

また、もう1つ、適切な人員配置ということで職員数の確保ということも、議員もおっしゃっていただいたように、在り方懇の資料編の中でも報告がありました。そういった中、やっぱり保育者の皆さんがゆとりのある職場環境を実現することで、もちろん子どもさんにとっても保護者さんにとっても、本当に保育全体がみんなが笑顔でできる環境づくりにつながるのではないかなというようなことを現在も議論いただいている、これから考えていくということを思っております。そういった職場環境の整備をこれから具体的に、保育者さんのゆとりを持った職場環境づくりに、保育者さん、子どもさん、保護者さんが安心してこの園に預けたいと思われるような環境づくりを今後進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） もう少し具体的なお話が聞けるのかなと思っていました。実際、園の再編の中で、あおぞら園の鎌掛分園が未来会さんが運営していく小規模保育になっていくという、外部の人間に対して募集をかけて再編していくということが動いていて、内部の環境、今ある人の中で話をして解決していくこと等々もできることが今まだ具体的な動きがないということが、すごい何か両輪できちっと回っているような感じが実際見受けられないんじゃないのかなというのが正直な意見です。

今ちょっと話にもありましたけど、私がどうしてこれを言うかということ、外部の業者さん、よその業者さんが町内に入ってくるということはすごい1つの新しい風として感じていただけるし、お互いに勉強し合って改善できるところは改善できるように、いいところは取り入れていくべきだと思っています。その未来会さんのパンフレットの一節を読ませていただくと、「職員の笑顔のために福利厚生の実を向上させていきます。給与・休日などの待遇面の向上、有給の取得奨励、残業・持ち帰り仕事をなくし、管理職の思いやりの気持ちなど、そして何よりも職員が1つになって働ける職場づくりができるように努力し続けます」と書いてあります。実

際、課長、未来会さんとの折衝とかはされていると思うんですけど、そういった福利厚生で学ぶところというのはありましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 谷口議員から再質問を頂きました。

確かに、未来会のほうと接触はもちろんさせていただいております。そうした今のパンフレットの中身につきましても、本当に日野町の目指す保育の実現ということで、みんなの笑顔という点では、未来会におきましても同じように共通して認識されているんだなというふうに思っております。

特に今回、家庭的保育の小規模保育事業ということでございまして、未来会さんにおきましては19人という定員の中、保育士も3対1で子どもさん3人に対して1人の保育士がつくということで、手厚い保育の実現をされておられるということでございますし、その辺、今回民間での未来会さんのいろんな特徴という形では、未来会さんの持っている人材育成方針というのもございます。結構大きい組織でやってはりますので、保育士のそういったフォロー体制、若い職員さんにはしっかりと先輩職員がつかれて指導助言いただいたり、それをこういった滋賀県ブロックという形でブロック構成もされておられますので、そこへ持ち上がって、いろんなこういう状況報告、ハウレンソウができていくという状況もあるなということでお聞きしております。そういった組織として、やはり町のほうも本当に見習っていかなくかんというような形でお話も聞かせていただいたという状況でございます。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） もう再々質問だったので、これで終わらせていただきたいと思いますが、要望ではないんですけど、やはり先ほど課長の答弁からあったように、子どもたちとのコミュニケーション、保護者さんとのコミュニケーション、そして職員さん同士のコミュニケーションが円滑にできるということが何よりも職場の環境改善につながっていくと思います。ハードの再編だけに目が行くのではなく、そういったところ、やはり職員さんの働き方改革もそうですけど、現場の方が生き生きと働けるようなことを目指していただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、分割で2項目、一問一答で1項目、計3項目、全て提案型の質問となります。よろしくお願いたします。

まず1つ目、移住定住施策を含め、空家施策を横断的に扱う部署の設立をということで、現在、日野町役場では空家問題につきまして、特定空家など危険な空家への対応から空き家バンク事業まで、空家に関する対応は全て建設計画課が所管して

おります。しかし、町が進める移住定住促進政策の面からも、空家に関する施策を専門に扱う部署を新設する必要性を強く感じます。そこで、建設計画課内の現状や移住定住施策も含め、質問いたします。

1つ目、建設計画課ではマンパワーの不足から、8月の人事異動により職員2名が増員されましたが、同課は道路や河川の整備をはじめ、官民のあらゆる建設・建築計画や許認可などを所管している部署であるため、常に多くの業務を抱えております。現状でマンパワーは充足しているのでしょうか。

2つ目、以前は空き家バンクへの物件登録や移住者の募集、移住予定者の自治会等への紹介、移住者からの相談受け付けなどは企画振興課が所管されておりました。その頃の体制は、移住者にとって新しい環境での生活相談やアドバイス、日野町内や地区内の慣習、行事などの紹介、町にとっての活性化促進などに担当職員の知識や経験が生かしやすく、課としても対応がしやすかったと思いますが、現在はどうか。

3つ目、2023年に交通環境政策課が新設され、住民課、企画振興課、建設計画課などが人材や知識、経験などを持ち寄って業務に当たっていただいております。また、福祉保健課の中には地域共生担当課長を置き、今回の定額減税調整給付金や低所得者向けの給付金、民生児童委員や福祉協力員、社会福祉協議会等に関する対応、先月開催された戦没者追悼式の開催などに当たっていただいております。このように、建設計画課、企画振興課、商工観光課、住民課などが関与する形態で新たに空家対策担当課長を置く部署を新設することが望ましいと私は思いますが、現場の担当課長から率直な意見を聞かせていただけますでしょうか。お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） お答えをさせていただきます。

1点目の建設計画課のマンパワーは充足しているかにつきましては、8月の人事異動において人員を2名増員し、空き家対策においても主担当の配置を行いました。建設計画課では年間を通じて数多くの要望を頂き、対応しております。全ての要望に応えられるよう取組を進めているところですが、まずは優先度の高いものから順次対応できるよう、新しい人員体制で取り組んでまいります。

2点目については、移住者への新しい環境での生活相談やアドバイス、町内の習慣や行事の紹介などの取組に関して、主管課は変わりましたが、以前まで主担当であった企画振興課と連携を取ることで、以前と変わらない対応に取り組んでいるところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 3点目につきましては、現場の担当課長より率直な意

見をということですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

空き家を総括する新しい部署を設置する提案を頂きました。建設計画課では8月より人員が増え、空き家に対する主担当も配置し、取組を進めておるところでございます。今、空き家対策に関しましては、町の大きな課題であると考えております。担当課長としては、今後どのような対策や体制を講ずるのがよいか現在思考しているところがございます。空き家を増やさない取組として、今年度は実態調査を実施しまして、その結果を基に空き家バンクを活用し、利活用できる空き家に早く入居いただくことが必要であると考えております。しかしながら、その取組だけではなく、入居された方が日野町に定住いただくようサポートすることも必要だと考えております。提案いただいた空き家対策担当も1つの案であるかと考えておりますが、まずは企画振興課と連携することで、今までに積み上げてきたノウハウを生かすとともに、他市町の取組の状況を調査するとともに今後の体制について研究してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの町長のご答弁では、8月に人員を2名増員していただいたので、全ての要望に応えられるよう取組を進めているところですが、まずは優先度の高いものから順次対応できるよう、新しい人員体制で取り組んでまいりますとのご答弁を頂きましたが、優先度の高いものから順次というのは、これ、取組の順序をおっしゃっているわけです。私はマンパワーが十分に足りているか否かをお尋ねしたわけですし、順序は今お尋ねしているわけではございません。どうも質問に対するご答弁になっていないように私は感じます。人手が十分足りているのかいないのか、そこが知りたいわけです。空家問題のみならず、行政懇談会でも毎年多くの要望が各地区から出されますが、その中には毎年毎年同じ要望が出され続けているものもございます。それは要望に応えられていないからですけれども、それらを含めて求められる業務を全てこなすために、今の体制でマンパワーは十分足りているのでしょうか、足りていないのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

2つ目に、移住者への新しい環境での生活相談やアドバイス、町内の習慣や行事の紹介などの取組に関して、主管課は変わったが、今まで主担当であった企画振興課と連携を取ることで以前と変わらない対応に取り組んでいるとのご答弁でございましたが、何かあるごとに課をまたいで資料などを持ち寄って協議するくらいなら、空家対策専門の課を新設し、逆に必要に応じて建設計画課や企画振興課の業務をサポートするようになったほうがより効率がよいと感じますが、この辺はいかがでしょうか。また、空き家バンク全般の業務を企画振興課から建設計画課へ移管されたことには、どのような意図があったのでしょうか。この辺りを教えて下さい。

3つ目に関しての再質問ですが、空家実態調査で、町全体の空家数が591件であったと以前に伺っております。にもかかわらず、現在、日野町の空き家バンクに登録されております物件は、市街化区域で2件、農村集落で2件の合計4件となっております。つい先日まではこれ、合計で2件しかなかったわけですがけれども、以前の人口減少対策特別委員会や現在の空家対策特別委員会でも度々取り上げられておりますように、空家があっても古い家財道具や仏壇などが放置されており、空家の地権者さんにそれを処分していただくように交渉をしていただいても、いつも壁にそこでぶち当たってしまうという答弁を頂いております。そうなのであれば、その問題点を解決するために、専門家に依頼するとか、それを解決して移住者を増やしている先進自治体に手法を学ぶとか、今ある問題を解決するための現実的な対処を行うべきだと思います。空家問題というのは基本的に民民の問題ですので、どうしても公が入れるところというのは限られてくるわけです。ですので、やっぱりこれは民を活用していくということが一番望ましいのではないかと私は思っております。

残念ながら、実態調査をする。そして、家財道具や仏壇の処分をお願いすると、相手さんから、お金や労力がかかるのでという返事を頂く。毎回この繰り返しをしていらっしゃるように私には感じます。結果が出ないのに、なぜ同じことを繰り返すのでしょうか。課題解決に向けた現実的な取組をなぜ模索しないのでしょうか。本気でこの問題を解決しようと思っていらいっしゃいますか。大変失礼な言い方ですが、結果が出ていないにもかかわらず同じ手法を繰り返すということは、これ、民間の企業では通用しませんし、改善点として一番にやり玉に上げられる部分であると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） ただいま後藤議員から再質問を頂きました。

最初の町長の答弁の中で、十分足りているのかというなんを優先順位という話やったりと、こういうことをございます。足りているかという話につきましては、十分ということではないというふうに考えています。ただ、足りているかという分については、どこまでを業務として、先ほどおっしゃったようにここまでだ、ここまでだというのをやるのをどこまでかというところをしっかりと押さえていかないと、それをここまでしようとするなら足りないんじゃないか、ここまでであれば今これでもいいのではないかと、こういうふうになってくるんだろうなと思いますが、今現在は十分というふうには思っておりません。

それからもう1つ、体制についてでございます。はっきり言いまして、まずは企画振興課から移った経過につきましては、私自身がその段階のときにいたかというところとちょっとあれなんです、ただ恐らく視点としては、空き家の部分について、

企画振興課では移住も含めていろんな話をさせてきていただいたというふうに思います。ただ、空き家というのは危険空き家と、それから利用できる空き家というのがあります。それから、その視点というのは、まちづくりとしてどう見ていくのかという中からいけば、やはりしっかり都市計画の中で住宅施策としてどうするのかということも含めてしっかり取り組まなあかんのちゃうかと、こういうような意味で、建設計画課のほうで総合的に対応していくということになったというふうに思っております。その中で、今の体制の中で企画振興課との連携の部分、その部分については連携はしていますが、おっしゃるとおり1つのチームであって、1つの担当課みたいになってくるのとは、やっぱりどうしてもそこがあたりはするんだらうなというふうに思っています。

そうした意味では、今の民間でやって委託をされている部分がございますけども、ほかの市町で。そこについては、町も一定、いわゆる間に民間の不動産の方が入っていただく手法も入れています。それだけではどうかなというので、ほかにも民間でももう少しぐいぐい行ってくれはるところに委託するのも1つだろうというところがあるんですが、民間さんに委託する分については一定、今やっている部分等もしっかり整理をしてやっていかなんだらうなということが1つと、それからもう1つは、町がかんでいた部分でいいますと、やっぱり個人情報をどの時点でどういうふうに扱っていくのかというのは、委託する中でしっかり押さえたいかなん部分であろうというふうに思っています。ですから、今のおっしゃる部分で、どこをどこまでするのかというのは確かにございますので、一番今効果が上がっている部分がどこで、やはり全国での事例がございますので、しっかりそこを調査して、町に合う形、そしてそれも含めた、それを目指した中で体制も考えていくというのが必要なんだらうなとちょっと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 相変わらずといえますか、なかなかつかみどころのないお話で、ぼうっと聞いていると納得してしまいそうですけれども、1つ1つ細かく聞いていくと全然具体性がないように、副町長には申し訳ないけど私は感じるわけですけれども、それを意図しておっしゃっているかどうか分かりませんが、先ほどから、人員が充足しているのかどうかということで、十分に足りているかというところではないというお話をされましたけど、これも十分に足りているというのをどのレベルから指して言うのか。これは確かに分かりにくいところではございますけれども、例えばこれ、建設計画課とか企画振興課に限ったことはございませんけれども、前年度を踏襲した上での年間スケジュールをこなすためから考えたら人員が足りているのか、あるいは今ある課題を解決するために人員がこれだけ要る。それに足りているのかということで考えたら、これはなかなか難しいかと思っておりますけれども

も、この課題解決するためを見たときに人員が足りているのか。この辺はもう1回お尋ねしたいというふうに思います。

それと、他市町もという話が今お話の中でございましたけれども、私も他市町の空き家バンクとかを何件か訪問しましたので、よそのお話をすると本当は行政の方というのは全然面白くないと思われるかもしれませんが、こらえて聞いて下さい。移住者や移住希望相談者の対応とか生活相談などについて、例えば奈良県を例に取りますと、明日香村などでは観光協会と連携して取り組んでいらっしゃるんです。さらに、特定非営利法人空き家コンシェルジュなどが空家の利活用や移住相談に当たっておられます。ホームページには動画なども掲載されておりまして、一目見ただけで空家利活用への取組に本気度がうかがえます。私はこの明日香村をはじめ、曾爾村、吉野町など、現地の空き家バンクにも直接伺いましたけれども、いずれも空家対応の専門の窓口がありまして、窓口の接客対応からして、この町に移住してほしいという熱い気持ちが伝わってまいりました。全然事務的、官僚的じゃなかったです。いずれも人口5,000人ぐらいの小さな自治体です。そこでこれだけの取組ができるのに、なぜ2万人の人口を抱える日野町でそのような取組ができないのでしょうか。

日野町のホームページを見ましても、これ、非常に失礼かもしれませんが、空き家バンクのページは文字ばかりの羅列でして、極めて官僚的、事務的にしか映りません。リンクをクリックしたら、その先にPDFがあって写真があるじゃないかという話をされるかもしれませんが、それはリンクをクリックして先に行った場合に見られるだけであって、ぱっと見て文字の列があったら、そこからPDFへ見に行こうという気持ちにまずならないというふうに、多くの場合、私は思うわけでございます。極めて本当に、さっきも言いましたけど官僚的、事務的に映ってしまうわけなんですけど、言い方は非常に悪いので先に謝っておきますけれども、これ、させられる仕事、言われたからやっている仕事にしか見えないわけなんです、閲覧者からしますと。そこから発信者の感情も伝わってきませんし、閲覧者にこんな感情を抱いてほしいという意図すら感じられません。

きつい言い方をしますけれども、他のページも含めて日野町のホームページ、刷新されたんですけれども、これ、民間にしてみたら多分0点です。このホームページが閲覧者にとって、そのまんま自治体のイメージになるんだということをなぜ気づいてもらえないのかなと逆に不思議になります。これが日野町のイメージです、町外の人から見ると。これらの指摘について、どのように感じられるか伺いたいと思います。

また、3つ目ですけど、限られた職員数の中で可能な限りの取組をしているというのは分からないでもございませぬけれども、議員もそうですけれども、行政さん

も求められるのは結果です。逆に言えば、結果が出ないところにかけるのは、お金であっても人材であっても無駄でしかありません。今の体制で目立った結果が出せない。出ていません、現実。そういうこれまでの経過があるのなら、厳しい競争社会の中で結果を出している、またそのノウハウを持っている民間の業者とか専門家に業務委託するとか、部署の中に民間の専門家を配置するとか、結果を出すための取組が必要なのではないかと思います、いかがお考えかお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） ただいま再々質問を頂きました。

1点目、課題解決するためというお話でございます。足りているか、この部分についてはどこまでかと、こういう話だと思います。現実、結果としてという部分もございすけども、これが一遍にどこまで行けるのかと、こういう話があるので、ご存じのとおり、前年よりはどうやったかというふうに考えていただくと、先ほどから話がありますように、やはり専門で建築の関係とか宅建の関係とかが分かっている方に来ていただいて、その中で今そこを担っていただいているという部分については一定、一歩進んだ形で対応をさせていただいているというふうに思っています。ただ、表に出ていない部分というのがございすので、1つは、そこに見えない部分でちょっとそこに力が今もう一つ行っていない部分というのは、この調査関係の部分を実質今どういう状態なのかという調査関係に力を入れさせていただいた関係もございまして、それからこの結果に基づいてどういうふうここに入り込んでいくのか。こうなっていくのかなと今現在思っております。

それから、2点目の他市町の状況で移住者の対応、いろんな観光客を含めてでございます。先ほど申しましたように、今現在としては、移住者については確かに企画振興課中心になっているという分について、じゃあそしたら今、空き家のほうはどうなのかというと、建設計画課になっていると。そこについて、もっとしっかりと移住者に目を向けてやらなあかと、こういう話だと思います。ただ、そこについては今のところ、空き家というものに全て移住者かという力関係で入っていないというのが実際の話で、実を言うと、本当はすぐにはなかなか家を建てられないとか、若い方も含めて、そこは何とか利用できる方法がないかな、そこにどう啓発できるのかなというのが、まずいわゆる在所の人もそうですし、町内の方がその空き家にどうやって入ってもらえるのかというのも、まずその間口も持っていますので、そこまでちょっと力が及んでないというのは確かにございす。ただ、おっしゃるとおり、事例としてはやはり移住の方の比率が高い中で、そこをしっかりと押さえていかなあかのちゃうかという分については、しっかりと研究して勉強していかなというふうに思っております。

それから、あと民間との委託をやっておられる部分でございます。それはおっし

ゃるとおりでございまして、実際に、先ほど申しましたように個人情報の話がござい
ますけども、そこはクリアしてやっておられるところがございまして、そこは
しっかりと勉強させていただいて、どういう形でできるのかというのはしっかりと勉
強させていただいて、その方向は探ってまいりたいと、こういうふうに考えており
ます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 今、ちょうど来年度の予算編成に取りかかられている頃だと思
います、時期的に。建設計画課だけに言うわけではございませんけれども、ぜひど
の課も、今年度の事業や予算がこうだから、来年度もそれを踏襲してこのような事
業というのではなくて、ぜひ結果を出すためにはどうしたらよいのか。今、副町長
のほうからも前向きな答弁を頂きましたけれども、前向きというふうに一応捉えさ
せていただいたわけがございまして、そこら辺をよく考えていただいて、も
っと前向きに、チャレンジングな姿勢が伝わる事業計画を立案してほしいなという
ふうに思います。特に堀江町長は私よりも20歳も若くて、県内の首長でも最も若い
わけですから、さらにエネルギーにバイタリティーを持って、挑戦する日野町
を象徴するような取組をしていただけるよう大いに期待しておりますので、よろし
くお願いいたします。

それでは、2問目に移ります。これも分割でお願いします。

文化財保存活用基金（仮称）の創設についてでございます。日野町には文化財保
護基金がございしますが、職員も含め一般に周知されておらず、私が議員になってか
ら現在までに、本基金の運用が議会に提案されたことはございません。本年度は日
野町文化財保存活用地域計画の文化庁認定を目指していることから、本基金の目
的である文化財保護のみならず、文化財を活用した多種多様な事業にも活用できる
新しい文化財保存活用基金（仮称）の創設を検討できないものか伺います。

1つ目ですけど、文化財保護基金は、決算事項別明細書などにはその名称が記載
されているものの、決算カードなどには特定目的積立金として一まとめで表記され
ており、ふだんは目に触れることが多くありません。恥ずかしながら、私自身も文
化財の保護や修復などに使える基金はないものかなと調べておりました、初めて今
回この基金の存在を知るに至りました。これまでの決算特別委員会でも、残念ながら
議員側からこの基金について質疑を受けたことは記憶にございません。そこで、
この文化財保護基金が創設された経緯、これまでの運用実績、積立金の現在高を伺
います。また、本基金が対象としております文化財とは何を指しているのかも併せ
て伺います。

2つ目、本年度は令和4年度から取り組んできた日野町文化財保存活用地域計画
策定の最終年度に当たり、年度内の文化庁認定を目指しているところでございます。

今後、この地域計画に基づき、町内の未指定文化財や民間伝承文化財、景観なども含めた文化財を後世に向けて保存し、活用していくためには、現行の文化財保護基金では十分ではないと思うのですけれども、執行側としていかがお考えか、伺いたいと思います。

3つ目、新たな日野町文化財保存活用地域計画に基づき、町内のあらゆる文化財を守り生かしていくため、文化財の対象を民間伝承のものや景観などにも拡大し、さらには保護のみならず、文化財を活用した町の活性化にも利用できるような文化財保存活用基金（仮称）の創設を提案したいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） （仮称）文化財保存活用基金の創設について、ご質問を頂きました。

1点目につきましては、現行の文化財保護基金は昭和60年に設置されました。当時、重要文化財である正明寺本堂や、同年に滋賀県指定無形民俗文化財となった日野曳山祭りの保存修理が課題となる中で、文化財の保護、保存に関する財源を確保するために設置されたものです。基金に属する現金は、金融機関に預け入れ、保管しております。使用実績は、平成16年度の旧正野薬店整備事業の1件です。積立金現在高については、774万6,000円です。また、本基金が対象としている文化財は、国・県・町の指定等文化財です。

2点目につきましては、現在策定中の日野町文化財保存活用地域計画では、指定等文化財はもとより、未指定文化財や地域遺産を含む歴史的・文化的・自然的所産を文化財（日野のたから）と定義しております。現行の文化財保護基金は、指定等文化財の保護、保存を目的としております。幅広い文化財の保存や活用に関する取組に使用することは想定しておらず、その意味では制度的に限界があると考えております。

3点目の文化財保存活用基金の創設のご提案は、日野町文化財保存活用地域計画をより実効性のあるものとしていく上で、有益な視点と考えます。現行基金の改正も視野に入れながら、文化財保存活用基金について、早速、事例研究に着手したいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 今、私の質問の中にも、また教育長のご答弁の中にも出てきました文化財保護基金条例、これにつきましては皆さんのお手元に配付しております資料の中に写しを入れておりますので、またこれをご覧下さい。あと、もう1つ、私が提案しております文化財保存活用基金条例、これにつきましても、既にこういったものを創設していらっしゃる、そういう制定をしていらっしゃる市町がござい

ます。こういったものの例なども一緒に資料の中に入れておりますので、また参考程度にご覧いただければと思います。

それでは、再質問いたします。

1番目と2番目の質問について、まとめてさらにお聞きいたしますけれども、ただいまの教育長のご答弁では、約40年前の昭和60年に重要文化財である正明寺本堂や県指定無形民俗文化財の日野曳山祭りの保存修理が課題であったために、それらの財源とするために設置された基金であるとのことですが、使用された実績は平成16年の旧正野薬店整備事業、つまり観光協会に入っているまちかど感応館の整備事業、これ1件しか使われていないということです。この間、本来の正明寺本堂のひわだぶきの大屋根の修繕、つい数年前にもかなり傷んで雨漏りが心配やというので部分的にもしましたけれども、こういったものや曳山の修繕などは行われておりますけれども、なぜ本来の目的であったにもかかわらず、これらにこの基金が使用されてこなかったのでしょうか。

また、教育委員会や生涯学習課の職員さん、総務課の財政担当さんは、この基金の存在を日頃から認知していらっしゃいましたでしょうか。さらに、この基金は、国・県・町の指定文化財が対象であることから、文化財の宝庫と言われる日野町において十分に意味をなす基金であると思われませんか。今、教育長のご答弁の中にも限界があるという話がありましたけれど、また、そうでないのなら、なぜ今まで文化財保護基金条例の改正や新条例の制定に着手を全くしてこなかったのでしょうか。特に、令和4年度から着手しております日野町文化財保存活用地域計画の策定にあたり、この基金は地域計画における運用には全く不十分であるとの認識は持たれなかったのでしょうか。今、教育長のご答弁では、こういったものが整備されるとさらにこの地域計画も強化されていくということをおっしゃっていらっしゃいますけど、今までなぜそれに着手してこなかったのか伺いたいと思います。

3つ目の質問につきましては、大変前向きなご答弁を頂けたと思って、非常にありがたく私も思っております。何度も申しますとおり、本年度はこの地域計画の策定の最終年度に当たっております、文化庁からの年度内での認定を目指しております。この期に合わせ、地域計画をより実効性のあるものとするためにも、指定・未指定に関わらず、町のたからに対して幅広く利用できる基金となる条例への改正または新条例の制定を目指していただきたいと思います。早速、事例研究に着手したいとのご答弁でありまして喜んでおりますけれども、今までの執行側の皆さんからのご答弁の内容で、研究いたしますという言葉が入っておりますとどうも不安になりまして、今までの事例からしますと、実行しますとおっしゃられると本当に実行していただいておりますし、検討しますというご答弁を頂くと、確かに検

討していらっしゃるんじゃないかな、進捗具合もご報告いただいたりもしていますし、だったんですけど、研究いたしますとなった場合は何かこれ、方便でおっしゃられているように失礼ですけど感じる部分がありますけれども、この件については、本当の意味での研究着手をしていただけると捉えてよいのでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課主席参事。

生涯学習課主席参事（岡井健司君） ただいま後藤議員より、文化財保存活用基金のご提案に関して再質問を頂戴いたしました。

まず1点目、2点目のほうで、昭和60年に創設されておりますが、その後、実績が1件だけということで、なぜこの基金の活用がなかったのかという点でございます。設立当初は、今後増えていくであろう文化財の保存修理、特に指定文化財の保存修理に備えるというふうなことでございましたが、この創設の段階では、正明寺の本堂の屋根ふき替えについてはもう完了しているというタイミングでございましたことと、日野曳山につきましては事業の推進者、所有者さんのほうで文化財保護資金という貸付金をご利用になって修理が中心に進んでいったということで、しばらく活用がなかったということでございます。近年、日野曳山につきましては、県の有利な保存修理事業の補助金を6割、町が2割という補助でさせていただいているということで、この間、旧正野薬店の整備事業のみの適用であったということです。もう1件、チャンスとしては旧山中正吉邸の整備事業の際が1つあったかと存じますが、まだ指定文化財に指定が至っていなかったということで適用されなかったというふうに関及しております。

令和4年度から文化財保存活用地域計画の策定を進める中で、より幅広い文化財の、そしてより広い範囲の事業に対応できるような仕組みづくりが喫緊の課題となっておりますが、なぜここに着手、制度改革ができなかったという部分につきましては、恥ずかしながら、これまではやはり指定文化財の保護措置というものに手いっぱい、その先に目くばせをすることができなかったというふうに反省をしております。その反省も込めて、今、地域計画の策定を進めているところでございますので、令和7年度以降、この保存活用地域計画を実効性あるものにするために、この基金についても、3番目、真の意味で研究を進めてまいりたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 真の意味でという言葉、非常にありがたく思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、1点だけ再々質問いたします。

質問というよりこれは提案ですけども、1から3までの質問全体を通して再々

質問しますけれども、今回この地域計画の策定にあたりまして、町内の各地区公民館を巡回して「“日野のたから”大発掘！！ワークショップ」が実施されまして、私も家内と東桜谷公民館の開催時に参加させていただきましたけれども、本当にたくさんの地域住民さんが子どもさんからご年配の方まで、西大路なんかではもう100歳近いあの方も来ていただいて、非常に感動いたしましたけれども、本当に年齢問わず参加されまして、驚いたのは皆さん、指定・未指定の文化財から地域のお祭りであるとか、今、岡井さんもおっしゃっていましたが景観に至るようなこういったものまで、あらゆるものを日野のたからと捉えて、それに対して誇りを感じていただいているということに非常に私は感銘を受けました。しかし、このようなイベント時には文化財の愛護の心を強く意識していただけるのですけれども、日常の暮らしの中ではそれに対してほとんどやっぱり意識をしていただく機会がないことが残念だというふうに思います。また、文化財保護の意識をお持ちいただいている方であっても、だからといって今日、今自分に何ができるのかと思われたときに、なかなかその手段が浮かんでこないのではないかなというふうに思います。

そこで、これ、ご提案ですけれども、今までの基金といいますと一般財源であるとか国からの交付金などが原資となってきたわけでございますけれども、個人の方でも公共施設の窓口などで簡単にこの基金に寄附ができるような取組ができないものか、提案させていただきます。例えば、新たな基金条例を制定するか現行の基金条例を改正した際に、そこに個人の方でも簡単に少額からでも寄附ができる仕組みをつくれれば、寄附を行った方にとっても、文化財の保護活用に自分も参画しているんだという帰属意識といいますか、そういったものを持っていただけると思うわけです。

話がちょっと飛躍してしまいますけれども、まちづくり応援基金にしましても、ふるさと納税はこの基金の原資となっているわけですが、町内在住者は日野町にふるさと納税をすることはできないわけです。だからといって、1,000円単位ぐらいの少額ですと、わざわざ役場に来て寄附の手続をするということまでにはなかなか気が引けてしまいます。このような状況を見ますと、新しい文化財の基金条例をつくる際には、誰でも公共施設などで気軽に寄附行為が行えるような仕組みづくりを併せて考えてはどうかと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課主席参事。

生涯学習課主席参事（岡井健司君） 住民さんが参加意識を持っていただくために気軽に寄附できるような仕組み、あるいはふるさと納税の活用等について、ご提案を頂戴いたしました。

生涯学習課という立場で、寄附あるいは税のことについて、私がなかなか申し述

べられる領域を超えているのかなと存じますが、これまで少しだけこの文化財保存活用地域計画を策定後に保存活用基金を創設された自治体の事例を拝見しておりますと、やはりふるさと納税とのひもづけをセットで実施されておられる事例が多数見受けられます。また、その当該区域にお住まいの住民さんも、少し手続は必要となりますが、直接寄附することで参加主体性を持つ、そのような仕組みをお持ちのところも若干ではございますが、あるようでございます。なかなか新しい制度、大変ではございますが、もう少ししっかりと研究を進めて、ご提案を参考に、よりよい制度づくりに励みたいと思います。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 後藤議員から基金についてのご質問を頂きました。

特目基金ということで特定の目的に使える基金をするということで、こちらのほうにつきましては、基金の積立てによりましては当然ながら町の一般財源を積み立てるわけでございますけども、その財源の確保については議員もおっしゃるような形も1つの方法かと思っておりますので、また全国にはいろんな形でそういった取組をされているかと思われまので、そういった情報収集に努めながら、よりよいそういう形もないかということで引き続き研究を続けてまいりたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） この基金ということについては、財源確保という意味もありますけれども、先ほどからお話ししておりますように、気軽にできるということが非常に大事だと私は思うんです。これによって、町民一人ひとりが私も参画しているという意識を持っていただける。これこそ、先ほどから公民館の話もずっと質問でほかの議員がされていますけれども、ここにもつながることじゃないかなと思いますので、ぜひ研究、検討していただければと思います。

国や県、町などの指定文化財だけでなく、民間伝承の民俗文化や景観も含めて、日野町は文化財の宝庫であると町は言い続けております。私も確かにそう思っております。ですが、それを守っていくために地域の人たちが行動を起こそうとしても、それをサポートする基金も用意されていないような状態では、口先だけのいわゆるこれ、非常に言葉は悪いんですけども、いい格好しいの町になってしまいます。町民には文化財愛護の精神を問うのであれば、意識を持った人たちをサポートするための現実的な仕組みづくりにもしっかりと着手していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問です。これは一問一答です。マイナンバーカードの利活用につきまして、関連質問が先ほど中西議員からも出ておりますので、重複する部分については割愛いたします。

日野町は県内の他の自治体と比べて、マイナンバーカードの普及が進んでいるとは言えません。先ほど中西議員の質問の中で触れていらっしゃったように、本年の12月2日からは現行の保険証が発行されなくなり、マイナンバーカードでの保険証利用が基本となります。同日で有効期間中の保険証は、1年間の経過措置をもって失効いたします。このような現状、マイナンバーカードの普及率を上げるため、各自治体では様々な施策を講じており、中には地域住民にとってなくてはならないカードとなっているところもございます。そこで、当町におけるマイナンバーカードの利活用およびこれに係る普及促進について伺います。

まず、次のことを伺います。何点かございます。当町におけるマイナンバーカードの取得率については、既に他の議員の質問で8月末時点で73.0パーセントとご答弁いただいております、保有率は68.4パーセントとのことですが、この保有率と取得率の違いについてちょっとお尋ねいたします。

もう1点ですけど、普及率向上のために行ったこれまでの取組については既に中西議員の質問でご答弁いただいたので、これは割愛させていただいて、取得済み、未取得双方の人に、なぜ取得したのですか、あるいはなぜ取得しなかったのですか、取得しないのですか、こういったこととか、メリットやデメリットなどの聞き取りまたはアンケートなどを町として行われましたでしょうか、伺います。

もう1点は、未取得の人に向けて、不安や誤解を解消できるような情報発信は行われましたでしょうか。また、取得済みの人には、今後どのようなサービス付加を望むかなど、伺ったことはございますでしょうか。

なお、今の3点の質問については、個別ではなくてまとめてご答弁いただいても結構です。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） 後藤議員のほうから、マイナンバーカードの取得率、保有率の違いのところについてご質問を頂きました。

1点目ですが、マイナンバーカードの取得率というところにつきましては、日野町でマイナンバーカードを取得するため申請を行いまして、実際に窓口でカードを受け取っている方の率といった形になってきます。また、ここには受け取り後、転出した方、死亡した方、そういった方も含まれているということになります。現状での取得率につきましては、おっしゃっていただいたとおり73.0パーセントという形です。

保有率のほうにつきましては、実際に日野町の住民さんの方、今おられる住民の方にマイナンバーカードがどれだけということになって保有されているかというものになりますので、中西議員の質問のほうにありました68.4パーセントといった形で、若干数字が下がってくるといった形になってきます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうから、残りの点について答弁させていただきたいと思います。

まず、マイナンバーカードに関するアンケートですが、町独自では行っていないところがございます。ただ、令和5年の11月から12月にかけて、デジタル庁が全国的に調査をしております。その中では、取得・申請のきっかけになったので一番大きかったのは、やはり少し前にマイナポイントがもらえる制度があったかと思えます。それが最も高かったというところがございます。次に、逆に未取得の理由なんですけど、「メリットを感じないから」というのが最も高いというアンケートの結果となっております。

次に、未取得者向けの情報発信についてでございますけども、マイナ保険証の件もありまして、この間、広報ひので7月号、9月号とマイナンバーカードの取得方法ですとかマイナ保険証としての利用の手続きですとか、そういったところを住民さんにお知らせさせていただいております。そのほかに、メリットだけでなく、マイナンバー制度のセキュリティーについても今後周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

また、取得済みの方が望まれるサービスです。現在、把握できていないというところが正直なところでございますが、今度ニーズを把握していきたいなというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） アンケートについてはデジタル庁が行ったものがあるということでございますけども、インターネットで閲覧しておりますも、多くの基礎自治体で独自にアンケートを実施して、その結果がウェブで公開されているんです。その内容を見ておりましたも、今、小島課長がおっしゃられたようなことがアンケートの結果にもやっぱり出ておりましたけれども、にもかかわらず、今まで普及率が悪かった日野町において、なぜ独自アンケートを実施してこなかったのでしょうか。普及率が悪いのであれば、なぜ取得されないのか、どうなれば取得しようと思われかなど直接住民さんから聞かないと、何をどうすれば改善できるのか、実効性のある対策が取れないのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

特にセキュリティーの面であるとか、必要性を感じないとかいう面があったり、誤解をされている方が非常に多いわけですが、これ、先ほど中西議員の質問の中にも誤解についてありましたけれども、そうであれば、聞きに来てくれれば説明しますよとか、出張の出前講座ですか、こういったものでも説明しますよという受動的な体制じゃなくて、やっぱりマイナンバーカード普及率を増やしたいという

思いが実際にあるわけですから、能動的な対応も取る必要があったんじゃないかと
思いますけれども、この辺り、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 能動的なというところで、ぜひそういう形でニーズを
把握できればなというふうに思っております。今後、そういった方向で取組を進め
たいなと思っております。

あと、制度です。マイナンバー制度、マイナンバーカード、これの違いがいま一
つ分かっておられないというお声もお聞きしますし、セキュリティーの面で心配さ
れるお声もありますので、先ほども答弁させていただきましたとおり、そこら辺を
より周知を図ってまいって、マイナンバー制度を正しく理解した上での活用とい
いますか、そういったところに取り組んでいきたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 言葉につきましては、13日の一般質問のご答弁の中で、マイ
ナンバーとマイナンバーカードが一緒になっちゃっていたというのが執行側のご答
弁でもあったぐらいですから、一般の方だったらなおそういうことが起こるんじ
ゃないかというふうに思います。

12月2日から健康保険証の発行が終了しましてマイナ保険証に統一されるわけ
ですけれども、以前からこのマイナ保険証が使える医療機関もこの町内にございま
す。私も、かかりつけ医では昨年からマイナンバーカードを保険証として使って
おまして、混み合っているときでも大変スムーズにこれは受け付けができますので、
非常にありがたいなと思っているところですが、マイナ保険証に対
応しております町内の医療機関からは、どのようなお医者さんのほうからの反応が
ございますでしょうか。このマイナ保険証に対して、便利であるとか、あるいはこう
いった点が非常にいいんだとか、いや、こういったときに困るなとかいうような
声があれば聞かせて下さい。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（杉村光司君） ただいま再質問を頂きましたマイナ保険証に当たって、町
内の医療機関のほうにつきまして、どういった声があるのかといったところです。

今回、マイナ保険証は少しずつ普及はしてきているんですけど、それにあたり
まして、町内の医療機関に勤めておられる先生、あるいは自身で開業されている先
生の方からの意見につきましては、言っていただくように、確かにまず持ってきて
もらえないということは幾つも聞かせてもらっています。その次に、やはり使おう
として出してもらったとしても暗証番号が分からないとか、結局、暗証番号が分
からないので本来の保険証を先に出してしまうとか、そういったことのご意見のほう
は、どちらかというところ、これはちょっとなかなかといったほうの意見では聞かせて

もらうことがあります。一方で、開業していただいている先生のほうで往診とかに行っている先生の中には、もちろんその日になかなかない場合は後日確認とか、そういったことをされている方もあるんですけど、自身の医療機関のほうを見直していくと、これに伴ってやはり事務改善が進んだということで、もっともっと利用してほしいといったことを言っていただく先生もおられますので、これも引き続き、マイナ保険証を利用していただくように進めていくといった形だと考えています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 実際、マイナンバーカードを保険証として使いますと、今までもらっていた薬の記録なんかもずっと分かりますし、これ、自分でもパソコンですぐに確認できます、今までどんな薬をもらってきたのかとか。非常に便利だなと思うことはありますけど、そういうことができること自体なかなか知っていらっしゃる住民さんは少ないですから、この辺もぜひ皆さんにもっと周知していただきたいというふうに思います。

マイナンバーカードは、自治体独自にも様々なサービスを設定することができます。例えば、児童が学校を出たとき、また図書館に出入りしたときなどに保護者に自動的にメールが届くサービス、それから選挙のときなんかの投票所の入場券として使っていらっしゃる場所、避難所の出入り確認、地域交通の利用料の補助、地域通貨など、先進地では様々な取組がなされております。この辺は、デジタル庁のホームページの「自治体におけるマイナンバーカードの活用事例」というところを参照すると全部出てきます。当町では、このような取組は計画されていませんでしょうか、伺います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） ありがとうございます。マイナンバーカードは今、議員ご質問いただいたとおり、全国でいろんな事例で活用されているところでございます。やはり先ほども答弁させていただきましたが、まず住民さんが求められているのは何かというのを把握した上で、今後、全国の導入事例も見ながら検討していきたいなというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 例えば、多くの自治体で既に導入をされているように、図書館や公民館などの公共施設でマイナンバーカードを使ったサービスを展開したいなと思った場合に、当然新たな端末であるとかシステム改修の費用がかかるわけですが、導入後の人件費や労力削減効果なんかを考えますと、長期的には省力化、コストダウンにもつながってくるんじゃないかというふうに思います。システム改修費というのが急にどれぐらいかかるかは分からないとは思いますが、マイ

ナンバーカードの読み取りに使う端末、これは1台どれぐらいかかるもんなんですか、分かれば教えて下さい。既に当町にも窓口にも置いてあったりするので、大体のところ分かればお願いします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 町独自でアプリケーションを開発した場合の経費でございますが、今、議員おっしゃられたとおり、町独自でそのアプリの開発経費がまずかかってくるかと思えます。それに加えて、そのアプリを入れた端末をどこまで設置するか、サービスをどこまで広げるかによって、少なくともそれを読み取るICリーダー、カードリーダーが要りますし、その機能を備えたパソコンが必要になってくるかと思えます。ですから、そのサービスによって、そのアプリケーションを入れる経費と、またそれに付随する既存のソフトウェア、サービス料などがかかってくるかと思えます。ただ単に端末だけで考えると、パソコンとICカードを読み取る機能さえあればいけるところでございますので、そう高額にはならないかなと思っておりますが、数十万かかるかなというふうに今のところ推測しております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） システム開発費なんかも含めると相当額がかかるだろうと思いますが、ほかの町でもこういうことをやっていらっしゃるところは、大体国のいろんなものに申請して補助なんかをもらっていらっしゃるわけですが、富山県の朝日町というところがございます。これ、前にもお話したのでご存じだと思いますけど、ここではマイナンバーカードを子どもや高齢者の見守りや公共交通の支払いに現に使っていらっしゃるしまして、今後、民間のサービスとの連携や地域通貨の流通などへの活用を探っていこうとされていらっしゃいます。朝日町では、このサービスに「L o C o P i あさひまち」という非常にかわいい愛称をつけられて、国が進められていますマイナカード活用のモデル事業の1つとして2023年度に約2億9,000万円の交付金を受けて、広告大手の博報堂と協力して取り組まれたそうです。マイナンバーカードに地域通貨機能を付加して、町内商工業の活性化にもこれから活用していくという考えだそうです。

日野町においてもマイナンバーカードに地域通貨機能を付加すれば、例えば先ほどから出ておりますチョイソコひのの利用料金の支払いであるとか、日野町らし応援クーポン券とか、ふるさと日野町がんばろうクーポン券をはじめとした各種クーポン券の配布、また日野町住宅リフォーム助成金なども、この機能により大幅に諸経費と労力を削減して実施できるのではないかと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） ただいま、マイナンバーカードに地域通貨機能を付加することについてご質問を頂きました。

地域通貨機能を付加して電子マネー型の地域通貨として活用されている自治体が今もご紹介のとおり、あるということは承知をしております。マイナンバーカードにデジタルサービス機能がつくことで地域内での経済循環効果が期待をでき、持続可能な公共サービスとなるように、様々な分野で研究がされているところです。地域内で経済循環することによって、地域で購買をするとか、一人ひとりの心がけによって、そういうようなことが持続していくということが大切なことだというふうに思います。今後は国等の動向も注視をしながら、当町が実施している日野町住宅リフォーム助成金の制度などに利用できるか、情報も収集しながら研究を行いたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 富山県の朝日町さんがこれ、非常に先進事例やということでニュースでも取り上げられていらっしゃるわけですが、この朝日町さんが交付を受けられた国のマイナカード活用モデル事業というのはどういうものなんでしょうか。また、申請期限や認定基準などがあつたら教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（柴田和英君） 今、後藤議員からご紹介いただきました富山県の朝日町の取組でございます。今のお話の中にもありますように、小学生の登下校とか高齢者の安否確認ができるというようなところとか、またカードを用いてそこをタッチすると地域でのポイントの付与であつたりとか、いろんなところで活用が様々されています。やはり全体的としては、その町も少子高齢化というような課題もあるというふうに思いますし、防災面全体とかでも、いろいろな形で町が持続発展をするというところにこのマイナカードの活用が図られるということが町の考えとしてあるというふうに考えております。

11番（後藤勇樹君） 質問が違う。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 今のご質問は、この朝日町さんがどういった交付金等を活用されたかということですか。

11番（後藤勇樹君） 交付金の金額を決めているものなのかということと、期限とか認定基準を教えてください。

企画振興課長（小島 勝君） こちらについては、今手元にちょっと資料がそこまでございませんけども、デジタル田園都市国家構想交付金の中の恐らくデジタル実装タイプの中で、そのなおかつ高度の利用のところでされているのでないのかなというふうに推測をしています。ということですので、この交付金の申請の時期につ

いては、毎年、国で申請受け付けをされていますし、交付金については確か2分の1であったかと思いますが、交付されるものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 今、資料がないようでしたら、ぜひこれ、「だと思う」じゃなくて正確なところを一回調べていただいてまた教えていただきたいと思いますし、毎年本当に国のほうもこういった交付金事業をやっているらっしゃるのであれば、ぜひ堀江町長にも当町でもこういった事業に手を挙げていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在、日野町には先ほどの質問で取り上げた文化財保護基金のほかにも、まちづくり応援基金、子育て未来基金など、町のたからの継承に係る基金がございます。ふるさと納税も町長の取組強化策などで業績が上向いておりますけれども、町内在住者は、先ほども言いましたように日野町にふるさと納税ができません。町へ直接寄附行為は行えるものの、まとまった額でなければなかなかこの行動を起こしていただくというのは難しいようにも思います。そこで、マイナンバーカードに地域通貨機能を付加した上で、公共機関の窓口などでこれらの基金に寄附行為がマイナンバーカードから行えるように工夫していただければ、少額でも気軽に行動に移していただきやすくなるのではないかと思います。それが可能になれば、財源確保の面だけではなくて、町民一人ひとりが町政に参画しているという自覚を実感を持って抱いていただけるのではないかと感じますけれども、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 先に、先ほどのデジタル田園都市国家構想の件ですが、TYPE3でしたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードの地域通貨の付加等について、寄附を多く頂くための手段としてどうかというところがございますけれども、先ほどのところでもあったかと思うんですけれども、やはり気軽に町に寄附を頂ける仕組みをどうつくっていくかというところが大切かなというふうに考えておりまして、マイナンバーカードに限らず、今キャッシュレス決済というのがどの商店に行かれても多く対応されているかと思います。そういったことが町の公共料金を支払う中でもできないかなというふうに考えてございまして、その導入に向けて今、研究を進めているところでございますので、そういった中で、今後マイナンバーカードに限らず、多く気軽にご寄附を頂けるような仕組みが何かできないかなというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） もう質問いたしませんけど、いずれにしても、町長はじめ職員さんのご努力で最近マイナンバーカードの普及率が非常に高まってきたというの

は、大きな評価に値するものであるというふうに私は感じております。しかし、現在でも、このマイナンバーカードに対する誤解が非常に多いんです。先ほどからその話も中西議員の質問でも出ておりましたけど、誤解を生じさせるような説明の仕方にも問題が残っているというふうに思います。13日の一般質問の執行側答弁でもありましたように、マイナンバーとマイナンバーカードが同一のもののように思われている場合も多々見受けられます。テレビ等の報道でさえも、アナウンサーであるとかキャスターの方がこれを混同しているケースが非常にあるんです。

マイナンバーというのは、私たちが本当は生まれたときからもう振られておりまして、これ、亡くなるまで、日本で住民登録された方は全て自動的に割り振られているわけなんです。一度この番号が振られると、例えば外国人の方が国外に出て、数年後にまた日本に戻ってこられた場合でも、前回振られた番号と同じ番号をまた引き続いて割り当てられるというふうになっております。

これに対して、マイナンバーカードとは、配付した資料に記載したとおり、県や町や年金機構などの保有する個人データを互いに必要な場合に、3重のセキュリティーチェックがあった上で必要な部分だけを参照できるようにする、言わばデータの受渡しの取次ぎのキーであるわけなんです。マイナンバーカードに個人情報が入っていたり、どこかのサーバーに全ての個人情報が集中管理されているというものではありませんけど、そのように思っている方のほうが本当は多いんじゃないかと思うぐらい、マイナンバーカードを持っている人でもそう思っている人はあります。

その辺がちゃんと説明できないといけないんじゃないかなと思います。この辺りの理解がまだしっかりと住民さんに説明できていないのではないかと思います。それゆえの誤解を解くためにも、いま一度分かりやすい説明で、能動的な説明の姿勢により、住民理解を進めていただくようお願いしたいと思います。その上で、マイナンバーカードのメリットを住民、行政双方でしっかりと享受できるよう、日野町も町独自のサービスを展開していただきますよう取組をお願いしまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 申し訳ございません、終わりがけに。先ほどのTYPE 3だけ補助率がちょっと違いまして、通常のは2分の1なんですけど、このやつは3分の2の補助率になってございますので、そちら、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

議長（杉浦和人君） 以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程を終わります。

ここで暫時休憩します。

－休憩 13時11分－

－再開 13時11分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

委員会審査および調査につきましては、本日午後14時30分から予算特別委員会、18日午前9時から総務常任委員会、午後2時から産業建設常任委員会、19日午前9時から厚生常任委員会、午後2時から空家対策特別委員会、20日午前9時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査、調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

9月27日は本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

－散会 13時12分－